Ⅰ．リオ＋20・グリーン経済 動向編

国連持続可能な開発会議（リオ＋20）でのグリーン経済に関する合意内容とリオ＋20後の世界および日本の動向

法政大学大学院公共政策研究科博士後期課程　小野田真二

１．はじめに

2012年6月20～22日にブラジルのリオデジャネイロにて、国連持続可能な開発会議（リオ＋20）が開催された。リオ＋20は、各国の政府関係者、国会議員、地方自治体、国際機関、企業、および市民社会から4万人以上が参加し、世界の大きな期待と注目を浴びた国際会議であった。開催期間中は、持続可能な開発の実現に向け様々な催しが行われ、本会合の最終日には成果文書「The Future We Want」（我々が望む未来[1]）が採択された。2013年3月現在、リオ＋20から約9か月が過ぎ、世界および日本では、リオ＋20を契機とした動きも見られるようになってきた。本章では、リオ＋20に至る国際的経緯、グリーン経済に関する国際動向、リオ＋20での交渉プロセス、グリーン経済に関する主な合意内容、成果文書以外の合意・イニシアティブ、リオ＋20後の国際動向と日本政府の取り組みについて述べる。

２．リオ＋20に至る国際的経緯

まず、リオ＋20に至る国際的経緯を見ていく。環境と開発に関する最初の主要な国際会議は、1972年にスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」であった。ここでは26の原則からなる「人間環境宣言[2]」と、人間環境宣言を実施に移すための具体的な行動方針を示した「環境国際行動計画」が採択された。リオ＋20で強化が目指された国連環境計画（UNEP）は、人間環境宣言及び環境国際行動計画を実施に移すため、同年の国連決議2997に基づき設置された機関である。その後、1982年に開催された国連環境計画管理理事会特別会合における日本政府の特別委員会設置提案を受け、1984年に「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）が設置された。ブルントラント委員会は1987年に報告書「Our Common Future」（我ら共有の未来）をまとめ、その中で「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」という持続可能性の概念を打ち出した。

1992年には、国連人間環境会議の開催から20年を機に、「環境と開発のための国連会議」（地球サミット）が開催された。地球サミットには、172ヶ国の政府代表に加え、国際機関、地方公共団体、企業、NGOなどから約4万人が参加し、人類共通の課題である地球環境保全と持続可能な開発の実現のための具体的方策に関する話し合いが行われた。この会議では、地球規模での新たなパートナーシップ構築を目標とする「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言[3]」（リオ宣言）、

---

[1] 本章で引用する日本語訳は環境省仮訳に依拠する。以下のURLよりダウンロード可能。尚、外務省は、「我々の求める未来」という邦題訳をつけている。http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/rio20_seika_yaku.pdf
成果文書の原文は、以下よりダウンロードが可能。
http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N11/476/10/PDF/N1147610.pdf?OpenElement

[2] 人間環境宣言の日本語訳は、環境省の以下のページで閲覧可能。
http://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_03.pdf

[3] リオ宣言の日本語訳は、環境省の以下のページで閲覧可能。
http://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf

具体的な行動計画である「アジェンダ21[4]」、森林の経営・保全・持続可能な開発に関する「森林原則声明」の採択、「気候変動枠組条約」及び「生物多様性条約」の署名開始などの成果があげられた。

地球サミットで策定されたアジェンダ21を受け、1993年に「持続可能な開発委員会（CSD）」が設置。こうした動きはビジネス界にも波及し、1995年に「持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）」が設置された。その後1997年には、京都府で開催された第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で京都議定書が採択（2005年発効）。1999年には、コフィ・アナン国連事務総長（当時）が企業等を対象に人権・労働・環境・腐敗防止に関わる10原則を定めた「国連グローバル・コンパクト[5]」を提唱した。

2000年にはニューヨークの国連本部にて国連ミレニアム・サミットが開催され、平和・安全・軍縮、開発・貧困撲滅、環境保護、人権・民主主義・良い統治、弱者保護、アフリカ、国連強化に関する主要な目標を確認した「国連ミレニアム宣言[6]」が採択された。続く2001年には、本宣言と1990年代の主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を一つの共通の枠組みとしてまとめた「ミレニアム開発目標（MDGs）[7]」が策定された。ミレニアム開発目標では、2015年までに達成すべき8つのゴール（①極度の貧困と飢餓の撲滅、②普遍的初等教育の達成、③ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上、④乳幼児死亡率の削減、⑤妊産婦の健康の改善、⑥HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止、⑦環境の持続可能性の確保、⑧開発のためのグローバル・パートナーシップの推進）と、その下に21のターゲットと60の指標を定めている。尚、2015年以降の開発目標（ポスト2015開発アジェンダ）については、リオ＋20で策定が合意された持続可能な開発目標（SDGs）との関連でも、議論が活発化してきている（本章８参照）。この他、同年には生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書[8]も採択されている。

地球サミットから10年後の2002年には、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）が開催され、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言[9]」および「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（ヨハネスブルク実施計画、JPOI）[10]」が採択された。JPOIは、地球サミット以降の成果を土台として、残された目標実現の促進を目的とし、貧困撲滅、持続可能でない生産消費形態の変更、天然資源の保護・管理、グローバル化する世界・保険・小島嶼国・アフリカなどにおける持続可能な開発、実施手段、制度的枠組みについて行動指針を示している。

---

[4] アジェンダ21の目次については、資料編１を参照のこと。

[5] 国連グローバル・コンパクトについては、グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークの以下のページを参照のこと。
http://www.ungcjn.org/gc/index.html

[6] ミレニアム開発宣言の日本語訳は、外務省の以下のページで閲覧可能。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/m_summit/sengen.html

[7] MDGsについては、資料編２、および外務省の以下のページを参照のこと。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/about.html#goals

[8] カタルヘナ議定書については、外務章の以下のページを参照のこと。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/cartagena.html

[9] ヨハネスブルグ宣言の日本語訳は、外務省の以下のページで閲覧可能。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/sengen.html

[10] JPOIの日本語訳は、外務省の以下のページで閲覧可能。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/pdfs/wssd_sjk.pdf

その後の国際的な展開としては、2005年に兵庫県で開催された国連防災世界会議にて「兵庫行動の枠組み2005-2015」が採択。2007年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択。2010年には、生物多様性条約において、生物多様性保全のためのビジョンと20の目標を掲げた「愛知ターゲット」や、遺伝資源の取得機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する「名古屋議定書」が採択されるなどした。

そうした中、リオ＋20の開催は、2007年9月の第62回国連総会にてブラジル政府により提案され、2009年12月の第64回国連総会での決議64／236により正式に決定された。この国連決議64／236では、リオ＋20の目的・テーマ・目指すべき成果が定められ、「持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済」がリオ＋20の主要テーマの一つとされた。

●リオ＋20の目的・テーマ・目指すべき成果

＜リオ＋20の目的＞
- 持続可能な開発に関する新たな政治的コミットメントを確保すること
- 持続可能な開発に関する主要なサミットの成果の実施における現在までの進展及び残されたギャップを評価すること
- 新しい又は出現しつつある課題に対応すること

＜会議のテーマ＞
- 持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済
- 持続可能な開発のための制度的枠組み

＜目指すべき成果＞
- 「焦点を絞った政治的文書」の策定

表１：リオ＋20に至る主な国際的経緯

1972年	国連人間環境会議：人間環境宣言の採択 国連環境計画（UNEP）設立
1987年	ブルントラント委員会「Our Common Future」発表
1992年	環境と開発のための国連会議：リオ宣言・アジェンダ21・森林原則声明の採択、気候変動条約・生物多様性条約の署名開始
1993年	持続可能な開発委員会（CSD）設置
1995年	持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）設立
1997年	京都議定書の採択（2005年発効）
1999年	国連グローバル・コンパクト提唱
2000年	国連ミレニアム・サミット：国連ミレニアム宣言の採択 カルタヘナ議定書の採択（2003年発効）
2001年	ミレニアム開発目標の策定
2002年	ヨハネスブルグ・サミット：ヨハネスブルグ宣言・持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（JPOI）の採択
2010年	愛知ターゲット・名古屋議定書の採択（未発効）
2012年	国連持続可能な開発会議：「The Future We Want」の採択

３．グリーン経済に関する国際動向

環境の経済システムへの統合や、外部不経済の内部化[11]、経済成長と資源消費の切り離しといった方向性は以前より打ち出されてきたが、昨今のグリーン経済への注目と実践は、2008年のリーマンショックに端を発した世界的金融・経済危機により起こってきたと言える。

経済情勢や雇用悪化が深刻化する中、各国レベルでは、特に先進国を中心に、雇用の確保・経済再構築・環境対策の同時達成を狙い、グリーン経済の関連施策が展開された。例えば、アメリカではオバマ政権が環境やクリーンエネルギーへの投資を大きく打ち出したグリーンニューディール政策を実施。EUや日本でも新成長戦略の中で、省エネ・再エネやインフラへの投資、グリーンイノベーション推進などが方針として掲げられた。

国際レベルでもグリーン経済に関連する取り組みが様々に推進されてきた。リオ＋20交渉のたたき台として発表された国連事務総長レポート（A/CONF.216/PC/2）[12]では、国連機関による取り組みの4つの流れを紹介している。

第一の流れは、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）によるパイオニア的活動と位置付けられるものである。2005年に韓国政府との共催で開催されたアジア太平洋環境と開発に関する閣僚会合（MCED2005）で「グリーン成長のためのソウルイニシアティブ[13]」が採択され、持続可能な消費と生産、ビジネスと市場のグリーン化、グリーン税制・財政改革などの推進が求められた。こうした動きは、韓国でのグリーン成長戦略やグローバルグリーン成長研究所（GGGI）の設立へとつながったという。

第二の流れは、2008年にUNEPにより立ち上げられた「グリーン経済イニシアティブ（GEI）」である。本イニシアティブには、2つの主要なプロジェクトとして「生態系と生物多様性の経済学」（TEEB）と「グローバル・グリーン・ニューディール（GGND）」がある。TEEB報告書[14]は、2010年の生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）で発表され、生物多様性の喪失について、経済学的な観点からの評価が行われている（そのため、生物多様性版スターンレビューとも呼ばれる）。もう一方のGGNDは、2009年3月に政策レポート[15]を発表し、世界的な金融・経済危機への対応のため、政府の“グリーンな”財政刺激策として、エネルギー高効率の建築物や持続可能な交通および再生可能エネルギーへの優先的投資、特に後発開発途上国に対する貿易・技術・能力開発分野への追加的支援の必要性を強調している。

---

[11] EICネットでは、「環境負荷に対する費用負担を市場メカニズムに組み込むこと」の意味。

[12] 国連事務局総長レポート（A/CONF.216/PC/2）は、以下よりダウンロード可能。
http://www.un-ngls.org/IMG/pdf/Secretary_General_s_report-2.pdf

[13] 「グリーン成長のためのソウルイニシアティブ」（E/ESCAP/SO/MCED(05)/6）は、以下よりダウンロード可能。
http://www.unescap.org/mced/documents/presession/english/SOMCED5_6E_Seoul_Initiative.pdf

[14] TEEB報告書の日本語訳は、地球環境戦略研究機関（IGES）の以下のページよりダウンロード可能。http://www.iges.or.jp/jp/news/topic/1103teeb.html

[15] UNEP「GLOBAL GREEN NEW DEAL POLICY BRIEF」（2009年3月）は、以下よりダウンロード可能。
http://www.unep.org/pdf/A_Global_Green_New_Deal_Policy_Brief.pdf
2009年9月にはG20に向けた改訂版「Global Green New Deal - An Update for the G20 Pittsburgh Summit」（2009年9月）を発表しており、以下よりダウンロードが可能。
http://www.unep.ch/etb/publications/Green%20Economy/G%2020%20policy%20brief%20FINAL.pdf

第三の流れは、国連経済社会局（UNDESA）、国連貿易開発会議（UNCTAD）などによる取り組みで、特に途上国および貧困層側に立った財政支援策や公共投資を求めるレポート、グリーン経済の利益・課題・リスク、後発開発途上国への貢献に関するレポート等が発表されている[16]。

第四の流れが、UNEPや国際労働機関（ILO）などによるグリーン・ジョブ・イニシアティブや、それに続くILOの訓練コースや技術支援に関するイニシアティブである。グリーン・ジョブ・イニシアティブが2008年9月に発表した報告[17]では、グリーン雇用創出のための投資、伝統的経済から低炭素経済への公正な移行、雇用および技術パターンの移行のさらなる分析の必要性を述べている。

こうしたグリーン経済への取り組みは、定義・概念・対象とする分野も様々であったため、リオ＋20での議論でもグリーン経済に関する多様な立場や考え方が表明されることとなった。以下では、グリーン経済に関連する定義の例をいくつか示しておく。

表２：グリーン経済に関連する定義の例

●国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）： グリーン成長とは、低炭素で社会統合的な発展をもたらす生態学的に持続可能な経済進歩であり、この実現には、持続可能な消費と生産、市場とビジネスのグリーン化、持続可能なインフラ、グリーン税制と予算改革、Eco-efficiency指標の開発、自然資本への投資が必要である。＜Green Growth Capacity Development Program＞
●国連持続可能な開発委員会（UNCSD）： グリーン経済アプローチは、持続可能な開発に関するすべての経済政策をひとつの理念の下に統合したものであり、市場の失敗や外部性の内部化、経済構造の影響、雇用などの社会的目標、マクロ経済的枠組と開発目標等に注目するものである。＜リオ＋20第1回準備委員会＞
●国連環境計画（UNEP）： 経済のグリーン化とは、自然・人的・経済的資本投資に対するより良いリターンを得るためにビジネスやインフラを再構築するプロセスであり、同時に温室効果ガスの排出削減や天然資源の低利用、廃棄物の排出削減や社会的分裂の減少を促すものである。＜Green Economy Initiative＞
●経済協力開発機構（OECD）： グリーン成長は、環境の悪化、生物多様性の喪失、天然資源の収奪的利用を防止しつつ、経済の成長と発展を追求する手段であり、よりグリーンな経済への移行に伴う構造変化の管理と新たなグリーン産業・雇用・技術を発展させる機会の創出を促すものである。＜Green Growth Strategy＞
●日本政府： グリーン経済とは、「自然界からの資源や生態系から得られる便益を適切に保全・活用しつつ、経済成長と環境を両立することで、人類の福祉を改善しながら、持続可能な成長を推進する経済システム」であると考える。（※その他の箇所では、「持続可能な開発の実現のための最大のツールがグリーン経済」「グリーン経済実現のためには、グリーン・イノベーションが極めて重要」「グリーン・イノベーションの鍵となるのは技術」と記載。）＜成果文書へのインプット＞

出典：IGES「UNEP Green Economyを読む」（2011年6月）
（http://siteresources.worldbank.org/JAPANINJAPANESEEXT/Resources/515497-1181632169443/3871544-1296178173953/1108Jun_Rio20.pdf）を一部修正、
日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」（2011年10月）（http://www5.cao.go.jp/keizai2/koufukudo/shiryou/5shiryou/s-2.pdf）

---

[16] 例えば、UNDESAのPolicy Briefシリーズや UNCTADのグリーン経済のHPを参照のこと。
前者は、http://www.un.org/en/development/desa/policy/publications/un_desa_briefs.shtml
後者は、http://r0.unctad.org/trade_env/greeneconomy/index.asp

[17] UNEP・ILO・IOE・ITUC「Green Jobs: Towards Decent Work In A Sustainable, Low-Carbon World - Real Potential, Formidable Challenges」（2008年9月）は以下よりダウンロード可能。
http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@ed_emp/@emp_ent/documents/publication/wcms_158727.pdf

４．リオ＋２０本会合に至る交渉プロセス ～ゼロドラフト発表以降を中心に～[18]

リオ＋20の公式の交渉期間は、2010年5月から2012年6月までの約2年間である。このうち、成果文書に関する実質的な交渉が行われたのは、成果文書ゼロドラフト[19]が発表された2012年1月以降の半年間であった。それ以前の会合では、成果文書の構成・入れ込む要素に関し様々な意見・提案が示された。その中には、リオ＋20の会議成果の一つとなった「持続可能な開発目標（SDGs）」も含まれる。SDGsは、2011年9月7～9日に開催されたラテンアメリカ・カリブ海諸国の地域準備会合で、コロンビアとグアテマラにより初めて提案された[20]。この時の提案では、SDGsはMDGsと完全に補完的で全ての国に適用するものとされ、リオ＋20本会合までの時間的制約から、SDGsの対象分野の設定と、目標・指標の定義や適用レベルなどの検討プロセスについての合意を成果として期待していた。また、検討プロセスについては、MDGsのレビュープロセスと協調的あるいは統合的に行うことを推奨していた。SDGsはその後の交渉で中心的課題の一つになっていくが、当初は国連決議64／236に定められていない事項を扱う事に対する懸念の声も聞かれた。SDGs以外でゼロドラフト前に示された意見・提案としては、文書構成に関し、グリーン経済と制度的枠組みに焦点をおくべき、個別分野はその下で議論されるべき、分量は5ページ以内にすべきといったものもあった。グリーン経済については、定義付けを求める国と、それに拘らず具体的内容を話し合うべきとする国での意見対立や、グリーン経済ロードマップ・グリーン経済指標の策定を目指すべきといった提案があった。

---

[18] 各会合の交渉内容については、持続可能な開発に関する国際研究所（IISD）が記録を作成しており、以下のページから閲覧可能。http://www.iisd.ca/process/sustdevt.htm#uncsd
グリーン経済に関するゼロドラフト以前の交渉論点は、地球環境戦略研究機関（IGES）による「リオ＋20に向けた主要国・機関のポジションの整理」(2011年1月)、「リオ＋20におけるグリーン経済の論点」(2012年2月)が詳しい。
ゼロドラフト以降の動向は、小野田・沖村「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）交渉と地球環境ガバナンス －グリーン経済の議論を中心に－」(2013年2月)、ブラジルでの交渉の進展状況は、グリーンエコノミーフォーラム「メールニュースVol.1「Rio+20の会場から」」に依拠。
http://geforum.net/archives/341

[19] 成果文書ゼロドラフト「The Future We Want - Zero draft of the outcome document」は、以下よりダウンロード可能。http://www.uncsd2012.org/content/documents/370The%20Future%20We%20Want%2010Jan%20clean%20_no%20brackets.pdf
環境省よりゼロドラフト仮訳が発表されており、以下よりダウンロード可能。
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

[20] コロンビアとグアテマラによるSDGsの第一次提案は、以下よりダウンロード可能。
http://www.eclac.cl/rio20/noticias/paginas/9/43799/2011-613-Rio+20-Note_by_the_secretariat-Rev-1-30-08_Prop._Col_Guat.pdf

成果文書交渉の基礎となったゼロドラフトは、2012年1月10日に発表された。ゼロドラフトは、それまでの交渉における各国意見に加え、国連加盟国、関連する国連機関、メジャーグループ[21]等からの提案を基に、国連事務局により作成された[22]。構成は、全19ページ・128パラグラフで、Ⅰ章：序文／舞台設定、Ⅱ章：政治的コミットメントの更新、Ⅲ章：持続可能な開発と貧困撲滅に関連するグリーン経済、Ⅳ章：持続可能な開発のため制度的枠組み、Ⅴ章：行動とフォローアップのための枠組み、となっている。

ゼロドラフト以降の交渉日程は、2012年1月25～27日の3日間、3月19～27日の7日間、4月23日～5月4日の10日間、5月29日～6月2日の5日間、6月13～15日の3日間、6月16～19日の4日間の合計31日間である。このうち1月25日～6月2日までの交渉はニューヨークの国連本部で、6月13日以降はリオデジャネイロのリオ＋20会場で実施された[23]。ゼロドラフトに基づく交渉実施に向けても、各国・メジャーグループは、ゼロドラフトの修正提案を提出するよう求められた[24]。ただし、メジャーグループによる修正提案は、交渉に用いるテキストへ直接的には反映されなかったため、それらがどれほど交渉に影響を与えられたかは不明である。

ニューヨークでの交渉期間中のほとんどで、交渉は朝10時～夜10時まで（1回3時間の交渉3セッション＋各種サイドイベントなど）精力的に行われた。しかし、交渉の進展スピードは遅く、本会合での合意取り付けのため、5月29日～6月2日に第3回成果文書交渉会合が急きょ開催されることとなった。同会合の途中から、グリーン経済、制度的枠組み、持続可能な消費と生産、水、災害などのテーマ別小グループに分かれて交渉が行われるようになった。テーマによっては多少進展がみられたが、6月2日の会合終了時点で合意が得られたパラグラフは、全259パラグラフのうち70パラグラフのみであった（グリーン経済のⅢ章に至っては、合意パラグラフはゼロであった）。

---

[21] アジェンダ21で規定された国連における政府・国際機関以外の参加グループで、企業及び産業、子ども及び青年、農民、先住民族、地方自治体、NGO、科学・技術者、女性、労働者及び労働組合の9つのグループ分けがされている。リオ＋20ではメジャーグループの参加が重視された。

[22] ゼロドラフト作成に向けた提案に関する共同議長手引きは、以下のページで閲覧可能。
http://www.uncsd2012.org/rio20/index.php?page=view&type=12&nr=238&menu=32
提出されたインプットは、EUやG77＋中国など政治グループから5件、加盟国から100件、地域会合結果から5件、国連機関・国際機関から74件、メジャーグループから493件あり、以下のページより閲覧可能。
http://www.uncsd2012.org/index.php?menu=115

[23] ニューヨークでの交渉の多くは、会場スクリーンに映し出された交渉テキストに、各国の修正案を直接書き込んでいく形で進められ、合意されたパラグラフにはAgreed ad refという言葉が添えられた。交渉テキストは、最新状況を反映したテキストが会合参加者に限り1日毎に配布された。

[24] 加盟各国に対しては、1月10日付けの共同議長レターで修正案提出を要請した。
http://www.uncsd2012.org/content/documents/371letterchochairs.pdf
メジャーグループに対しては、1月27日に開催されたメジャーグループと事務局とのミーティングにおいて、共同議長がⅢ～Ⅴ章の修正案提出を奨励した。以下のURLではメジャーグループの修正提案が閲覧可能である。
http://www.uncsd2012.org/rio20/resources_mgcomments.html

場所をリオデジャネイロに移して開かれた第三回準備委員会(6月13～15日)でも、交渉ペースは変わらず、多くの未合意を残して公式の準備日程は終了した。6月16日からは本会合直前の非公式協議という位置づけで、ホスト国のブラジル政府が進行を引き継いだ。ブラジル政府はそれまでの交渉を踏まえ、分量をコンパクトにした提案文書を各国に提示した。この非公式協議では、特に意見対立が大きいと思われるテーマである、Ⅰ・Ⅱ章、グリーン経済、制度枠組み、海洋、SDGs、実施手段に絞り、各国が譲れない部分についてのみ協議が行われた。また、これらの協議の裏では、エネルギー等について少数の国による自主的協議も行われた。最終的には、ブラジル政府が本会合開催前日の6月19日に再提案文書を示し、同日中に修正協議なしでリオ＋20成果文書として仮採択、本会合でそのまま正式採択されるに至った。

ニューヨークの国連本部前にて

リオ＋20本会合の様子

表３：リオ＋20の交渉経緯

	＜2007～2010年＞
2007年9月	第62回国連総会：ブラジル政府が2012年にリオ＋20開催を提案。
2009年12月	第64回国連総会：国連決議64／236が採択され、リオ＋20開催が正式決定。
2010年5月17～19日	第1回準備委員会：事務総長レポート（A/CONF.216/PC/2）が発表。加盟国・国連機関・ステークホルダーへのアンケート調査実施を決定。
	＜2011年＞
1月10・11日	第1回非公式会合
3月7・8日	第2回準備委員会：新たな事務総長レポート（A/CONF.216/PC/7）[25]、アンケート調査結果（A/CONF.216/PC/8）[26]など議論。
3月14日	共同議長によるインプットに関する手引きが発表。
6・7月	サブ地域（sub-regional）準備委員会（カリブ海諸国、大西洋・インド洋・地中海・南シナ海島嶼国、太平洋島嶼国）
9～12月	地域（regional）準備会合（ラテンアメリカ・カリブ海諸国、アラブ地域、アジア・太平洋地域、アフリカ地域、欧州地域）
11月1日	成果文書へのインプット提出締切。
12月15・16日	第2回非公式会合
	＜2012年＞
1月10日	成果文書ゼロドラフトが発表。
1月25～27日	ゼロドラフト検討会合：ゼロドラフトに対する各国コメント、Ⅰ・Ⅱ章の意見交換。
3月19～23日	第1回成果文書交渉会合：Ⅲ～Ⅴ章について交渉実施。
3月26・27日	第3回非公式会合：Ⅰ～Ⅴ章について交渉実施。
4月19日	共同議長テキストを追記した文書が配布。
4月23日～5月4日	第2回成果文書交渉会合：WG1（Ⅲ・Ⅴ章）・WG2（Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ章）の2グループで交渉実施。
5月22日	議長提案文書が配布[27]。それまでのⅤ章が、Ⅴ章とⅥ章に分割。
5月29日～6月2日	第3回成果文書交渉会合：5月29～31日はWG1（Ⅴ・Ⅵ章）・WG2（Ⅰ～Ⅳ章）の2グループで交渉、6月1・2日はテーマ別小グループ（グリーン経済、制度的枠組み、持続可能な生産と消費、水、災害など）で交渉実施。
6月13～15日	第3回準備委員会：テーマ別小グループで交渉。
6月16～19日	ホスト国による本会合直前の非公式協議：ブラジル政府が進行を引き継ぐ。16日と19日にブラジル政府提案文書を発表。後者は修正協議なく全体会合で仮採択。
6月20～22日	リオ＋20本会合：仮採択されたブラジル政府提案文書をそのまま正式採択。

出典：小野田・沖村「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）交渉と地球環境ガバナンス －グリーン経済の議論を中心に－」（2013年2月）を一部修正

[25]「Objective and themes of the United Nations Conference on Sustainable Development」（A/CONF.216/PC/7）は、以下よりダウンロード可能。
http://www.uncsd2012.org/content/documents/N1070657.pdf

[26] アンケート結果をまとめた統合レポート「Synthesis report on best practices and lessons learned on the objective and themes of the United Nations Conference on Sustainable Development」は、以下よりダウンロード可能。
http://www.uncsd2012.org/content/documents/N1121365.pdf

[27] 以下のリオ＋20国内準備委員会HPでは、この文書の原文と環境省仮訳を掲載している。
http://www.mri.co.jp/SERVICE/thinktank/kankyou/2030913_1458.html

５．交渉を経た文書の変化と成果文書の構成

国連事務局により作成されたゼロドラフトは、交渉を経て様々な変化が見られた。ここでは、文書全体に関わる部分を確認する。

まず分量の変化であるが、ページ数はゼロドラフトの19ページから、成果文書では約3倍の53ページに、パラグラフ数は118から283に増加した。表４はゼロドラフトと成果文書のパラグラフ数の比較である。単純な比較ではあるが、成果文書交渉を経て、文書全体におけるグリーン経済に関するⅢ章の割合低下と、行動とフォローアップの第Ⅴ章の割合増大（実際には、その中の「A. テーマ別分野と横断的事項」の増大）があったことが分かる。

表４：ゼロドラフトと成果文書での各章のパラグラフ数と文書全体に占める割合

章	ゼロドラフト	成果文書
Ⅰ	5 （4.2%）	13（4.6%）
Ⅱ	19（16.1%）	42（14.8%）
Ⅲ	19（16.1%）	19（6.7%）
Ⅳ	19（16.1%）	29（10.2%）
Ⅴ	39（33.1%）	148（52.3%）
Ⅵ	17（14.4%）※	32（11.3%）
合計	118パラグラフ	283パラグラフ

※実際にはゼロドラフトのⅤ章Ｃで、成果文書のⅥ章に相当する箇所のパラグラフ数

次に、文書全体の構成に関わる部分として、ゼロドラフトⅤ章の中に含まれていた「C. 実施手段」が、Ⅲ章「C. 行動の枠組み」を取り込む形で、新たに第Ⅵ章が立てられたことが挙げられる。これは、G77＋中国[28]の主張が通る形での文書構成の変化である。ゼロドラフトには「同じような内容が複数の箇所に書かれている」という課題を抱えており[29]、Ⅲ章ＣとⅤ章Ｃでも内容の重複が見られた。G77＋中国は交渉において、グリーン経済を持続可能な開発実現に向けた数ある手段の一つと位置付け、持続可能な開発のための資金や技術移転の重要性を繰り返し述べていたことから、Ⅵ章の独立を主張したと推測される[30]。尚、こうした流れの中で、EU・スイス・韓国などが強く主張していたグリーン経済ロードマップも文書の記述から消失した。

交渉を通じた取組分野の広がりも見られた。ゼロドラフトでは、Ⅲ章でのグリーン経済が寄与する分野、Ⅴ章Ａでの分野別および分野横断的な優先分野、Ⅴ章Ｂでの持続可能な開発目標（SDGs）で含みうる優先分野で、食料、水、エネルギー、都市、海洋、災害、雇用がいずれも記載されており、文書全体での取組分野の共通性を読み取ることができた[31]。他方、合意された成果文書では、グリーン経済が寄与する分野は、持続的な経済成長、社会的包含の強化[32]、人間の幸福の改善など経済・社会的側面も強調され、Ⅴ章Ａの分野は観光・交通・健康と人口・社会的保護・優先地域（小島嶼発展途上国、後発発展途上国、アフリカなど）・鉱業などの追加により26分野まで広がり、SDGsは対象分野自体が示されなくなった（本章６参照）。

こうした変化を伴い合意された成果文書「The Future We Want」の構成を表５に示す。

---

[28] 途上国や新興国から構成される交渉グループ。現時点では約130カ国が含まれている。

[29] グリーンエコノミーフォーラム（2012年3月）「リオ+20（国連持続可能な開発会議）に向けた現状と展望」（P.15）

[30] これに対しEUや日本などはグリーン経済を持続可能な開発を達成するための必須の／重要な手段と位置付け、Ⅲ章とⅤ章との関連性を保持するためにⅢ章Ｃを移動させることに反対していた。

[31] これらの分野は、リオ＋20の公式HPでも、7つの重要課題として掲載され、UNDESAなどからレポートが発表されている。
http://www.uncsd2012.org/7issues.html

[32] 厚生労働省では、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という意味。social inclusionは、「社会的包摂」とも訳されることが多く、本章では成果文書以外の部分では「包摂」の訳語を優先。

表５：成果文書「The Future We Want」の構成（<> 内の数字は、パラグラフ番号）

Ⅰ．共通ビジョン <1-13>
Ⅱ．政治的コミットメントの更新
　A．リオ原則と過去の行動計画の再確認 <14-18>
　B．持続可能な開発に関する主要サミットの成果の実施におけるこれまでの前進及び残されたギャップの評価並びに新たな課題（統合、実施、一貫性）への対応 <19-41>
　C．主要グループ及び他のステークホルダーの関与 <42-55>
Ⅲ．持続可能な開発及び貧困撲滅に関連するグリーン経済 <56-74>
Ⅳ．持続可能な開発のため制度的枠組み
　A．持続可能な開発の３つの側面の強化 <75-76>
　B．持続可能な開発のための政府間連携の強化 <77-86>
　C．持続可能な開発の文脈における環境の柱 <87-90>
　D．国際金融機関及び国連のオペレーショナルな活動 <91-96>
　E．地域、国家、準国家、地方 <97-103>
Ⅴ．行動とフォローアップ
　A．テーマ別分野と横断的事項 <104-244>
　B．持続可能な開発目標（SDGs）<245-251>
Ⅵ．実施手段
　（前文<252>）
　A．資金 <253-268>
　B．科学技術 <269-276>
　C．能力開発 <277-280>
　D．貿易 <281-282>
　E．コミットメントの更新 <283>

※成果文書のⅤ．Ａで記載された分野
貧困の撲滅　／　食料安全保障、栄養、持続可能な農業　／　水と衛生　／　エネルギー　／　持続可能な観光　／　持続可能な交通　／　持続可能な都市と人間居住　／　健康と人口　／　完全且つ生産的な雇用、すべての人のディーセントワーク及び社会的保護　／　海洋　／　小島嶼発展途上国（SIDS）　／　後発発展途上国（LDCs）　／　内陸後発発展途上国（LLDCs）　／　アフリカ　／　その他の地域　／　防災　／　気候変動　／　森林　／　生物多様性　／　砂漠化、土地劣化、干ばつ　／　山岳　／　化学物質と廃棄物　／　持続可能な消費と生産　／　鉱業　／　教育　／　ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント

出典：小野田・沖村「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）交渉と地球環境ガバナンス －グリーン経済の議論を中心に－」（2013年２月）

６．リオ＋20でのグリーン経済に関する主な合意内容[33]

成果文書では、Ⅲ章以外にもグリーン経済に関連する合意が多く含まれている。そのため、６－１では、Ⅲ章とⅢ章の記述に直接的に関連する他章の内容（持続可能な消費と生産、企業・産業の持続可能性戦略・報告、途上国支援）を取り上げる。６－２では、持続可能な開発目標(SDGs)を、６－３では、制度的枠組みと個別分野を取り上げる。

６－１．グリーン経済に関するⅢ章の主な合意内容

●グリーン経済の位置付け、グリーン経済政策の性格について

56. 我々は、我々の全般的な目標である3つの側面での持続可能な開発を達成するためには、それぞれの国の状況及び優先事項に従って、実行できるアプローチ、ビジョン、モデル、ツールが異なることを認める。この点に関し、我々は、持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済を、持続可能な開発を達成するために実行できる重要なツールと認識するとともに、政策決定のための意見を提供し得るが、柔軟性のない規則となってはならないと考える。我々は、グリーン経済が、地球の生態系の健全な機能を維持すると同時に、貧困の撲滅、持続的な経済成長、社会的包含の強化、人間の幸福の改善、すべての人々に対する雇用機会及びディーセントワーク[34]の創出に寄与すべきであると強調する。

58. 我々は、持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済の政策は、以下の通りであるべきと再確認する。

(a) 国際法と一致する。
(b) 持続可能な開発の3つの側面に関する各国の状況、目的、責任、優先事項、政策空間を考慮し、天然資源についての各国の主権を尊重する。
(c) 可能な環境、及び適切に機能しているすべてのレベルの機関、政府の指導的役割、市民社会を含む関連するすべてのステークホルダーの参加によって支援される。
(d) 持続的且つ包括的な経済成長を推進し、イノベーションを促進し、機会、利益、すべての人のエンパワーメント、及び人権の尊重をもたらす。
(e) 途上国、特に特別な状況にある途上国のニーズを考慮する。
(f) 財源、能力開発、途上国への技術移転を含む国際協力を強化する。
(g) ODA及び資金に関する不当な融資条件を効果的に回避する。
(h) 恣意的または不当な差別手段、または国際貿易に関する偽装された制約を構成するものとならず、輸入国の司法権が及ばない、環境的課題に対処する一方的な行為を回避し、国境を超える或いは世界的な環境問題に取り組む環境的手段が、可能な限り、国際的なコンセンサスに基づく。
(i) 適切なあらゆる手段を駆使し、先進国と途上国の技術格差を埋めることに寄与するとともに、途上国の技術依存を軽減する。

---

[33] 四角の中は成果文書（環境省仮訳）の引用。成果文書のパラグラフ番号は＜＞、ゼロドラフトのパラグラフ番号は[ ]の中に示す。
[34] 厚生労働省は､｢働きがいのある人間らしい仕事｣という訳語をあてている。

(j) 先住民族及びその社会、並びに他の地域社会と伝統社会、及び少数民族の幸福を高め、彼らのアイデンティティ、文化、関心を認識し、支援する。そして文化遺産、習慣、伝統的知識が危険にさらされることを回避し、貧困の撲滅に寄与する非市場アプローチを保護し、尊重する。
(k) 女性、子供、青少年、障害を持つ人々、小自作農と自作農、漁業者及び中小企業で働く人々の幸福を高め、特に途上国における貧困層と社会的弱者グループの生計及びエンパワーメントを改善する。
(l) すべての可能性を動員し、女性と男性両方の平等な寄与を保証する。
(m) 途上国において、貧困の撲滅に寄与する生産活動を推進する。
(n) 不平等に関する懸念に取り組み、社会的保護の床[35]を含む社会的包含を推進する。
(o) 持続可能な消費及び生産パターンを推進する。
(p) 貧困及び不平等を克服するため包括的且つ公正な開発アプローチに向かい努力し続ける。

交渉過程では、グリーン経済を持続可能な開発に向けた必須のツールとするのか、一つのツールとするのかで、先進国・途上国間で議論が分かれた。最終的には、持続可能な開発達成に向けた様々なアプローチ等を認めつつ、グリーン経済を「重要なツール」として位置づけた。寄与すべき分野については、「貧困の撲滅、持続的な経済成長、社会的包含の強化、人間の幸福の改善、すべての人々に対する雇用機会及びディーセントワークの創出」と、社会的側面も強調されるようになった。成果文書<58>では、グリーン経済政策のあるべき性格が具体的に記載されているが、ゼロドラフトと比べ詳細な内容となった。他方、ゼロドラフト[29]での、グリーン経済政策および措置が「経済開発の環境持続可能性への統合を改善する「win-win（双方に利益をもたらす）」機会を提供できる」、[30]での、「グリーン経済への移行は開発途上国の経済に追加的コストをもたらす可能性のある構造調整を伴うもの」といった記述は消失した。

●グリーン経済の政策選択について

59. 我々は、持続可能な開発への移行のためにグリーン経済政策を適用しようと努める国によってグリーン経済政策が実施されることを、共通事業とみなす。そして我々は、各国が、国の持続可能な開発の計画、戦略、優先事項に従って、適切なアプローチを選択することが可能であると認識する。

ゼロドラフト[28]では、各国が適切な選択を行うとし、[32]で、政策の選択肢に「規制、経済及び財政手段、グリーン・インフラストラクチャーへの投資、財務上のインセンティブ、補助金改革、持続可能な政府調達、情報開示及び自主的パートナーシップが含まれる」と記載していた。交渉において、EUおよびノルウェーが、環境外部費用の内部化や税財政改革などを含めることを主張したが、各国から賛同があまり得られないばかりか、具体的政策を列挙すること自体にも反対の声があがり、ゼロドラフト[32]で記述されていた政策も消失した。

[35] ILOでは、「地球市民が享受できるべき社会的な権利、サービス、設備の基礎集合」の意味。

●持続可能な消費と生産について

61. 我々は、非持続可能な消費及び生産パターンに対する緊急的な行動が、環境の持続可能性への取り組み、生物多様性及び生態系の保護と持続可能な使用の推進、天然資源の再生、持続的で包括的且つ衡平な経済成長の推進において、必須であることを認識する。

持続可能な消費と生産については、Ⅴ章「A. テーマ別分野と横断的事項」の中に「持続可能な消費と生産」が設置されており、<226> において、「持続可能な消費と生産(SCP)に関する10年取組枠組(10YFP)[36]を採択」し、「第67回国連総会で同枠組みを全面的に運用開始するための措置をとる」ことが明記されている。SCP10年枠組みは、国連持続可能な開発委員会第19会期(CSD19)での採択が合意にいたらず、リオ+20のフィールドへ持ち越されてきた課題であった[37]。

●グリーン経済関連情報の整理・提供について

66. 持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済を含む、持続可能な開発のための、資金調達、技術、能力開発、国のニーズを結合する重要性を認識した上で、我々は、国連システムに対し、関連する援助資金供与者及び国際組織と協力して、以下の要求に関する情報を整理し、提供することを求める。
(a) 関係国と要求された支援の提供に最も適したパートナーのマッチング。
(b) すべてのレベルで持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済に関する政策を採用する上でのツールボックス及びベストプラクティス。
(c) 持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済の政策モデルまたは適例。
(d) 持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済の政策を評価するための方法論。
(e) この点に関し寄与する既存及び新たなプラットフォーム。

ゼロドラフト[33]では、各国のグリーン経済政策の設計・実施を促進するための「国際的知識共有プラットフォームの創設を支持」するとし、[34]で、国連事務総長にその創設を要請していた。交渉では、韓国が積極的に創設を支持していたが、既存のプラットフォーム活用を主張するアメリカが議論を主導し、最終的には、国連システムへ情報整理・提供を求める、という内容となった。

●国のグリーン経済戦略について

67. 我々は、政府が、包括的且つ透明性のあるプロセスを通じて、政策及び戦略の開発において果たす指導的役割の重要性を強調する。我々はまた、持続可能な開発を支持して既に国のグリーン経済戦略及び政策を準備するプロセスに入った、途上国を含む各国の努力に注目する。

---

[36] 「持続可能な消費と生産(SCP)に関する10年取組枠組(10YFP)」は、以下よりダウンロード可能。
http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N12/378/75/PDF/N1237875.pdf?OpenElement

[37] CSD19の結果については、環境省の以下のページを参照のこと。
http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13785

ゼロドラフト[38]では、全ての諸国が「独自のグリーン経済戦略を策定することを奨励」とされていた。交渉では、スイスが2015年までの国家行動計画の策定を提案、EUは持続可能な開発戦略の中へグリーン経済措置を統合することも認めるよう提案、アメリカはグリーン経済戦略をより幅広い国家計画の中へ統合するよう提案した。他方、G77＋中国は戦略策定に反対した。結果的には、成果文書<67>で「各国の努力に注目」と記載され、G77＋中国の主張に近い形となった。

●企業・産業のグリーン経済政策を統合する持続可能性戦略、持続可能性の報告について

69. 我々はまた、必要に応じて、企業及び産業に対し、国の法令に準拠し、持続可能な開発に寄与し、とりわけグリーン経済政策を統合する持続可能性戦略を開発することを求める。

企業・産業のグリーン経済・持続可能な開発に関する行動は、成果文書Ⅱ章「C. 主要グループ及び他のステークホルダーの関与」の中でも記載されている。<46>では、「企業の社会責任の重要性を考慮に入れた持続可能な開発イニシアティブを、企業及び産業が前進させることを可能とするような国の規制及び政策枠組みを支援する」とし、「国連グローバルコンパクトによって推進されるような責任ある作業慣行（business practices）に従事することを要求」している。また、<47>では、企業の持続可能性の報告の重要性を認め、「報告サイクルへの持続可能性情報の組み込みを検討することを推奨する」とされた。尚、ゼロドラフト[24]では、「報告サイクルに持続可能性情報を盛り込むことを義務付ける世界的な政策枠組みを求める」とされていたが、アメリカ・日本などが義務ではなく自主的行動に留めるべきと主張し、推奨という位置づけになった。

●グリーン経済構築に関する途上国支援について

71. 我々は、官民パートナーシップを含む既存及び新たなパートナーシップが、必要に応じ、地方及び先住民社会の関心を考慮して、民間セクターにより補完された公的融資を動員することを推奨する。この点に関し、政府は、持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済の政策を支援する民間セクターの寄与の促進を含め、持続可能な開発のためのイニシアティブを支援すべきである。

72. 我々は、特に途上国において技術が果たす重要な役割、及びイノベーションの重要性を認識する。我々は、政府に対し、必要に応じ、持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済を支持するものを含めて、環境に配慮した技術、研究開発、イノベーションを促進することが可能な枠組みを創出することを求める。

73. 我々は、途上国への技術移転の重要性を強調するとともに、特に途上国への、相互に合意した譲許的条件及び優遇条件などの有利な条件での、技術移転、資金、情報へのアクセス、ヨハネスブルグ実施計画で合意されたような知的財産権、必要に応じてそれを推進し、助長し、出資する要求、環境的に技術及び対応するノウハウへのアクセス、その開発、移転及び普及の重要性を強調する。我々はまた、JPOI（ヨハネスブルグ実施計画）以降の、これらの問題に関する議論及び合意の更なる進化に注目する。

74. 我々は、持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済の政策を実施する選択をする途上国の努力は、工業的且つ技術的援助によって支援されるべきであると認識する。

成果文書交渉が進む過程で、グリーン経済に関する途上国支援がⅥ章に吸収・統合される形で移動したことは既に述べた（本章５参照）。そのため、成果文書<71>～<74>で示される内容は、途上国支援を求めつつも具体性に欠ける記述が多くなっている。ゼロドラフトで書かれていた内容を確認すると、[42]で、グリーン経済構築に関する途上国支援として、(a)新たな追加的かつ大規模な資金源の提供、(b)グリーン経済構築のための革新的な金融手段に関する国際的プロセスの立上げ、(c)環境に悪影響を及ぼし、持続可能な開発とは相容れない補助金の段階的廃止、(g)資金アクセスを支援するための能力開発スキーム創設、などが記載されていた。

成果文書のⅥ章では、<254>で、途上国における持続可能な開発（傍点筆者）を支援するための資金源の大幅動員・効果的利用の必要性を認識し、<255>で、持続可能な開発目標の達成における資金動員・効果的利用推進のための「持続可能なファイナンシング戦略」の選択肢を提案する「政府間交渉プロセスの立ち上げ」の合意が記載され、<256>で、そのプロセスが地域グループにより指名された30名の、地理的に平等な代表の専門家からなる政府間委員会により実施され、2014年までに作業完了という予定が立てられた。尚、交渉途中においては、G77＋中国は、2018年以降先進国が年間1000億ドルの動員を行うことも提案していた。

成果文書<71>の新たなパートナーシップの関連では、<260>で民間資金・南南協力・三角協力[38]による支援の必要性が強調され、<280>で、関連する国連機関・国際組織に対し、途上国の能力開発のため、南北協力・南南協力・三角協力・官民パートナーシップの支援などを求めた。

技術については、成果文書<273>において、関連する国連機関に対しては、途上国の技術ニーズ評価による開発・移転・普及を促すファシリテーション・メカニズムの選択肢などを特定するよう要請し、国連事務総長に対しては、明確化された選択肢に基づき、推進機構に関する勧告を第67回国連総会に提出するよう要請した。また、<275>では、生物多様性及び健康などに対し意図しない影響を及ぼすおそれもある技術の開発・展開可能性を視野に入れた、研究及び技術評価における国際的・地域的・国別の能力強化の重要性が認識された。

この他、革新的資金メカニズムについては、成果文書<267>で伝統的資金源を補うものという位置づけで「検討する」とされた。補助金の段階的廃止については、Ⅴ章Ａの中の「海洋」<173>で、漁業補助金に関する多国間規則の強化、過剰漁獲・過剰漁獲努力量につながる漁業補助金廃止、新しい補助金導入・既存の補助金拡張を行わないことが求められ、同じくⅤ章Ａの中の「持続可能な消費と生産」<225>で、有害且つ非効率的な化石燃料助成金の段階的廃止に向けて行ってきたコミットメントが再確認され、Ⅵ章Ｄ「貿易」<281>で、貿易歪曲的な助成金への対処の必要性が述べられた。

[38] 外務省では、南南協力は「開発における途上国間の協力」の意味。三角協力は、「先進国から、この協力に対して、技術、資金、援助の経験・知識などを補うこと」としている。

６－２．持続可能な開発目標（SDGs）の合意内容

●持続可能な開発目標（SDGs）の位置付け、優先分野、進捗把握について

246. 我々は、目標の策定は持続可能な開発に対して焦点を絞り一貫性のある行動の追求にも役立ち得ると認識する。我々は更に、「アジェンダ21」及び「ヨハネスブルグ実施計画」を基本とし、「リオ原則」を全面的に尊重し、様々な国別の状況、能力及び優先事項を考慮に入れた、一連のSGDsの重要性と利便性は、国際法に合致し、既に為されたコミットメントを基盤とし、そしてこの成果文書を含めた経済、社会、環境分野での全ての主要サミットの成果の全面的な実施に貢献するものであると認識する。これらの目標においては、持続可能な開発の3つの側面全てとそれらのインターリンケージを、バランスの取れた形で取り上げ、組み入れるべきである。それらは2015年以降の国連開発アジェンダと整合的であると同時に同アジェンダへ統合されるべきであり、その結果、持続可能な開発に貢献し、また国連システム全体における持続可能な開発の実施及び主流化の原動力の役割を果たすべきである。これらの目標の開発は、ミレニアム開発目標の達成から、焦点または努力が逸脱することがあってはならない。

247. また我々は、SGDsは様々な国ごとの現実、能力及び開発レベルを考慮に入れ、国ごとの政策や優先事項を尊重しつつ、すべての国々にとって行動指向で、簡潔で伝達しやすく、限られた数で、向上心があり、グローバルな性質で、普遍的に適用可能なものであるべきであることも強調する。また我々は、これらの目標においてはこの成果文書が指針となる持続可能な開発の達成に向けた優先分野を取り上げ、それらに焦点を当てるべきであることも認識する。各国政府は、適宜、関連する全てのステークホルダーを積極的に関与させながら、実施を先導すべきである。

250. 我々は、目標達成への進捗について、様々な国別の状況、能力及び開発レベルを考慮に入れつつ、評価され、ターゲットと指標を設ける必要があると認識する。

G77＋中国は交渉において、リオ宣言第7原則に含まれる「共通だが差異ある責任」を文書のあらゆる箇所に入れ込もうとし、SDGsでもそれを記載するよう繰り返し主張したが、先進国の強い反対により「『リオ原則』を全面的に尊重」という記述となった[39]。日本がかねてより訴えてきた、SDGsのポスト2015開発アジェンダへの統合については、主張が通るかたちで記載されたと言える。SDGsで取り組む優先分野については、上述したように、コロンビア・グアテマラ提案でもゼロドラフト[107]の中でもエネルギー・水・食料といった具体例が記載され、ノルウェー・スイス・EUも成果文書に組み入れることを強く主張してきた。しかし、交渉の最終局面でG77＋中国やメキシコなどから反対意見が出された結果、記載は見送られた。その理由は、専門家も関連データもなしで政治的決定により分野を特定するのではなく、しっかりと協議の時間を設けて決めていくべきというものであった。同様に、進捗を把握するための指標や目標年限についても具体的記述は避けられることとなった。

---

[39] 尚、最終的に「共通だが差異ある責任」の文言が入ったのは、Ⅱ章Ａ「リオ原則と過去の行動計画の再確認」と、Ⅴ章Ａの中の「気候変動」の2箇所に留まった。

●SDGsの政府間交渉プロセスについて

248. 我々は、国連総会により合意されることになる世界的な持続可能な開発目標の策定を視野に、全てのステークホルダーへ開かれたSDGsに関する包括的且つ透明な政府間交渉プロセスの立ち上げに合意する。オープンな作業部会は、第67回国連総会の開始（2012年9月）までに発足され、また公正、平等、バランスの取れた地理的代表の達成を目標に、5つの地域グループを通じて加盟諸国から指名される30名の専門家で構成されることとする。当初、このオープンな作業部会は、多様な観点と経験を提供できるよう、市民社会、科学界及び国連システムからの関連のステークホルダー及び専門家が作業へ全面的に関与することを確保すべく、様式の策定を含め、作業方法を決定することになる。同部会は第68回国連総会の会合へ、SDGsの提案を盛り込んだ報告書を提出して、検討及び適切な行動を仰ぐことになる。

249. このプロセスは調整が図られ、且つ2015年以降の開発アジェンダの検討プロセスと整合的である必要がある。作業部会の初期インプットは、国連事務総長が各国政府と協議の上で提供することになる。このプロセスと作業部会の作業へ技術支援を提供するため、我々は国連事務総長に対し、この作業に必要な全てのインプット及び支援が、関連する全ての専門家の助言に基づいて、必要に応じた機関間の技術支援チームや専門家委員会の設立を通じたものも含め、国連システムから提供されることを確保するよう要請する。作業の進捗に関する報告書は定期的に、国連総会向けに作成されることになる。

SDGsの検討プロセスは合意直前まで交渉がもつれ、専門家による検討と政府間協議をどの範囲とするのか、国連総会にいかなる役割を求めるのか、ステークホルダーの関与はどの程度認めるのか、などに関して議論が交わされた。最終的には、進行を務めるブラジル政府が各国意見を基に提案したプロセスが、概ねそのまま合意されることとなった。

６－３．持続可能な開発のための制度的枠組みと個別分野の主な合意内容

ここでは、Ⅳ章の制度的枠組みとⅤ章の個別分野に関し、注目すべきと思われるポイントを箇条書きで列挙していく[40]。尚、個別分野は、ゼロドラフトで共通的に取り上げられていた分野に沿って、「食料安全保障、栄養、持続可能な農業」、「水と衛生」、「エネルギー」、「持続可能な都市と人間居住」、「完全且つ生産的な雇用、すべての人のディーセントワーク及び社会的保護」、「海洋」、「防災」について記載する。

●経済社会理事会（ECOSOC）の強化について

・経済、社会、環境及び関連分野におけるすべての主要国連会議及び首脳会議の成果の追求を統合し調整する上での主要機関として、ECOSOC強化にコミットする。「ECOSOCの強化に関する総会決議（61/16）の実施の点検」に期待。<83>

[40] ここで取り上げる内容は、交渉論点となっていたもの、グリーン経済と関連するもの、日本との関わりがありそうなものを抽出。引用ではないため、正確な記述は成果文書を参照のこと。

●政府間ハイレベル政治フォーラムについて

・「持続可能な開発に関する委員会（CSD）」に代わる政府間ハイレベル政治フォーラムの設立を決定。<84>

・第68回国連総会の開始までに、第1回ハイレベルフォーラムを開催。ハイレベルフォーラムの形式・組織的事項を定義するため、国連事務総長に報告書作成を要請。<86>

●国連環境計画（UNEP）の役割強化について

・UNEPの役割強化にコミットし、第67回国連総会において決議採択を要請。役割強化には、(a) UNEP運営委員会における普遍的加盟方式への変更、(b) UNEPの財源増加、(c) 環境に関する国連システム規模の戦略策定努力の主導権限をUNEPに持たせる、などを含む。<88>

●食料安全保障、栄養、持続可能な農業について

・すべての人が適切な食料を得る権利、飢餓に苦しまない基本的権利に従い、安全で栄養豊富な食料を十分に得る権利の確保を目指すコミットメントを再確認。<108>

・農村社会のニーズに対応するため、農業生産者、特に小規模生産者、女性、先住民、社会的弱者に対し、信用貸し、その他の金融サービス、市場、土地保有、健康保健、社会サービス、教育、職業訓練、知識、及び、灌漑、処理済み排水の再利用、水栽培、水の貯蔵を含めた適切で購入できる技術を提供する等の行動を起こす重要性を認識。農村地域の女性のエンパワーメント推進、伝統的で持続可能な農業慣習の保全の重要性も認識。<109>

・市場や貿易システム機能の改善、国際協力の強化を特に開発途上国において推進し、官民による農業投資を増大。融資と支援は主に、持続可能な農業の慣習；農村地域の経済基盤、倉庫の容量、関連技術；持続可能な農業技術の研究開発；強い農業組織やバリューチェーンの展開；都市と農村地域の繋がりの強化、を対象。<110>

・知識とグッドプラクティスの共有により、農業生産性と持続可能性の職業訓練、教育の充実に向けた行動を決意。<114>

・「責任ある農業の投資原則（PRAI）[41]」の枠組み内の他、世界食料安全保障委員会（CFS）の枠組み内でも責任ある農業投資に関する進行中の協議に留意。<115>

・開かれた、差別の無い、衡平な多方向貿易システムを、規則に従って世界的に実施することが、開発途上国の農業と農村の開発を促進し、世界の食料安全に貢献することを再確認。<118>

●水と衛生について

・水は世界の主要な課題に密接に繋がるため、持続可能な開発の中核をなすことを認識。<119>

・「命のための水」国際行動の10年（2005～2015年）[42]に向けたコミットメントを強調。<121>

・水の量と質を維持する上で生態系が果たす主要な役割を認識し、生態系の保護と持続的管理行動を各国の国境を尊重しながら支援。<122>

・水質汚濁削減や水質・排水処理・水の効率化の改善、水の損失削減等の対策のために、国際支援及び協力の必要を強調。<124>

---

[41] PRAIに関する情報は、以下の外務省のページを参照のこと。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/food_security/100430_gaiyo.html

[42] 「命のための水」国際行動の10年（2005～2015年）については、以下のページを参照のこと。
http://www.un.org/waterforlifedecade/

●エネルギーについて

・持続可能な近代的エネルギーサービスの提供は貧困の撲滅に貢献し、人命を保護し、健康を増進し、人間の基本的ニーズに対応。<125>

・すべての人に持続可能な近代的エネルギーサービスを提供する必要性を強調。これらのサービスが提供されているにも関わらず、手に入れることができない貧困層の人々を考慮する必要。<126>

・各国の国家状況と開発希望に基づいて、国家・地域レベルの政策と戦略実施を支援することを再確認。支援は、再生可能エネルギー源、その他の低排出技術の利用率を高め、エネルギーの効率化、高度エネルギー技術に対する信頼感の向上を通じ、クリーンな化石燃料技術、従来のエネルギー源の持続可能な利用を含め、開発のニーズに合わせた適切なエネルギーミックスで行われる。<127>

・国連事務総長による「すべての人のための持続可能エネルギー」イニシアティブ[43]の立ち上げに留意。<129>

●持続可能な都市と人間居住について

・都市と住宅地の開発は、購入できる住宅と経済基盤を提供し、スラムの改善と都市の再生を目指す全体的な取り組みを必要とすることを認識。<134>

・貧困層を含めた都市の住民を政策決定に参加させることにより、持続可能な都市と郊外の住宅地の設計と建設に向けた取り組みの推進に努力。<135>

・今後の数十年間で予想される都市人口の増加に対応するため、持続可能な都市計画と設計を実施する大都市、都市、町の数を増やす重要性を強調。持続可能な都市の展望を設定する市役所の役割、エネルギーの混合利用計画および歩行者と自転車を含めたモーターの無い移動手段推進の重要性を認識。<136>

●完全且つ生産的な雇用、すべての人のディーセントワーク及び社会的保護について

・貧困の撲滅、完全で生産性の高い雇用、すべての人のためのディーセントワーク、社会統合と社会保障は相互に関係があり、補強し合うことを認識。<147>

・労働市場の状態と、求職者、特に若い男女がディーセントワークに就く機会が広く不足している現実を憂慮。今後数十年間に渡り、健全な職の斡旋が必要。<148>

・労働者は教育、技能、健康維持、社会保障、職場における基本的権利、職業上の安全と健康を含む社会的・法的保護、及びディーセントワークに就く機会を提供されるべきであることを認識。<152>

・大部分が女性で賄われている非公式で無報酬の仕事が、人間の幸福と持続可能な開発に大きく貢献していることを認識。この点に関し、安全で堅実な労働条件と、社会的保護、教育を提供することにコミット。<153>

---

[43]「すべての人のための持続可能エネルギー」イニシアティブについては、以下のページを参照のこと。http://www.sustainableenergyforall.org/

・正式な職業を持たない人も含め、社会の全メンバーに対して社会的保護を提供し、成長、耐久力、社会正義、社会との結合を養成する必要性を強調。持続可能な開発の3つの側面を考慮した社会的保護プログラムのベストプラクティスに関する国際的な対話を支持し、その点で「国際労働機関の社会的保護の床に関する勧告No.202[44]」に注目。<156>

●海洋について

・海洋が地球の生態系の統合された基本的要素を構成し、生態系を維持するために不可欠であることを認識。「国連海洋法条約（UNCLOS）[45]」に則って、海洋とその資源を保存し持続可能的に利用することを認識。<158>

・UNCLOS、持続可能な開発に関する主要サミットで決定された条項を実施するための海洋科学研究における協力、技術移転の必要性を、「海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）のガイドライン[46]」を考慮した上で強調。<160>

・国家管轄権外の生物多様性の保全及び持続可能な利用の重要性を認識。国連総会で進行中の臨時作業グループの調査に基づいて、第69回国連総会の終了前に、緊急に、国家管轄権外の生物多様性の保全及び持続可能な利用の問題を、UNCLOSに従った国際的な手段の開発に関する決議を含め、提示。<162>

・海洋と海洋生態系の健康が、船舶や土地の流出を含む数多くの海上・陸上の汚染源から排出されるプラスチック、残留性有機汚染源・重金属・窒素化合物等の海洋ごみの海洋汚染により悪影響を受けていることを憂慮。「国際海事機関（IMO）」による枠組みで採択された協定の効果的な実施、「海洋環境を陸上活動から保護するための地球行動計画」等の関連イニシアティブのフォローアップ、この目的のために調和された戦略の採択を通して海洋生態系に対する汚染の排出と影響を防止するために行動を起こすことを宣言。2025年までに、更なる行動を起こし、沿岸と海洋の環境被害防止に尽力。<163>

・JPOIで合意された2015年の目標、即ち、海洋資源の備蓄を最大持続生産量レベルに維持、または早急に回復する目標を達成するための努力を強化。この目的のため、漁獲を削減、中止、または水産資源の備蓄量にふさわしい行動をとること等を通して、科学に基づいた管理計画を早急に構築、実施。更に、破壊的な漁業習慣の排除等を通じ、バイキャッチ（無用の海洋生物で、別の種類を釣っている時に網に掛かるもの）、廃棄、その他、漁業が生態系に与える悪影響を制御する活動を強化。傷つき易い海洋生態系を大きな悪影響から保護する活動を、調査結果の有効利用等を通して強化。<168>

・違法無報告無規制（IUU）漁業が多くの国から重要な自然資源を奪い、依然として持続可能な開発の脅威となっていることを認める。FAO国際行動計画に従い、国・地域の行動計画を開発・実施するなどして、これを防止、対抗。<170>

・FAOの「寄港国措置に関する協定」に署名した各国に対し、IUU漁業を防止、阻止、撲滅し、同協定の早期施行を視野に入れ、裁可に向けた工程を促進することを要請。<171>

---

[44] 国際労働機関の社会的保護の床に関する勧告No.202は、以下のページで閲覧可能。
http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:12100:0::NO::P12100_INSTRUMENT_ID:3065524

[45] 国連海洋法条約については、外務省の以下のページを参照のこと。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/law.html

[46] 海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）のガイドラインは、以下よりダウンロード可能。
http://www.jodc.go.jp/info/ioc_doc/INF/139193m.pdf

●防災について

・「兵庫行動枠組2005～2015：災害に強い国・コミュニティの構築[47]」のコミットメントを再確認。<186>

・人命の損失を含めた経済的・社会的損害削減のため、効果的な防災の一環としての早期警告システムの重要性を認識。加盟諸国に対し、そうしたシステムを防災戦略及び計画へ統合するよう奨励。ドナー国・国際社会に対し、技術支援、相互に合意された通りの技術移転、能力開発及び訓練プログラムを通じ、開発途上国での防災のための協力促進を奨励。<187>

７．リオ＋２０における成果文書以外の合意・イニシアティブ

リオ＋20では、成果文書以外にも、各国や団体による様々な合意やイニシアティブなどが、大臣演説やサイドイベントといった場で採択・発表された。またリオ＋20開催に合わせて、市民セクターを中心とする「社会・環境正義のためのピープルズサミット[48]」、ビジネスセクターを中心とする「コーポレート・サステイナビリティ・フォーラム（CSF）[49]」、持続可能性を目指す自治体協議会（ICLEI）による「グローバル・タウンホール[50]」などが開催され、こうした場でも様々な合意・イニシアティブが採択・発表された。ここでは、ピープルズサミットで策定された「人々の持続可能性条約[51]」、CSFで合意された「自然資本宣言[52]」および「グリーン産業プラットフォーム[53]」、日本政府により発表された「『緑の未来』イニシアティブ」を中心に取り上げる。尚、リオ＋20の成果文書<283> では、コミットメントの登録について記載されており、これに基づき登録された700以上のコミットメントがUNCSDのHP上で閲覧可能となっている[54]。

●ピープルズサミットにおける「人々の持続可能性条約」など

6月15～22日に開催された、社会・環境正義のためのピープルズサミットは、環境・持続可能性、人権、社会開発などの分野で活動するNPO・市民団体が中心に参加した。本サミットのHPでは、リオ＋20のテーマであるグリーン経済と制度的枠組みが、資本主義の生産・消費モデルに起因する惑星の危機に対処するには不十分であるとの認識が示されている。

---

[47] 兵庫行動枠組み2005～2015の骨子は、外務省の以下のページで閲覧可能。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kikan/kosshi.html

[48] ピープルズサミットについては、以下を参照のこと。
http://rio20.net/en/ およびhttp://cupuladospovos.org.br/en/

[49] コーポレート・サステイナビリティ・フォーラムについては、以下を参照のこと。
http://csf.compact4rio.org/events/rio-20-corporate-sustainability-forum/event-summary-251b87a2deaa4e56a3e00ca1d66e5bfd.aspx

[50] グローバル・タウンホールについては、以下を参照のこと。
http://local2012.iclei.org/rio-20-global-town-hall/

[51] 人々の持続可能性条約は、以下のページで閲覧可能。http://rio20.net/en/propuestas/peoples-sustainability-treaties-part-ii

[52] 自然資本宣言の日本語訳は、以下よりダウンロードが可能。
http://www.naturalcapitaldeclaration.org/wp-content/uploads/2012/06/natural_capital_declaration_jp.pdf

[53] グリーン産業プラットフォームについては、以下を参照のこと。
http://www.greenindustryplatform.org/

[54] 自主的コミットメントに関する詳細は、以下のページを参照のこと。
http://www.uncsd2012.org/voluntarycommitments.html

ピープルズサミットでは、開催に先立つ6月1日に14のテーマからなる「人々の持続可能性条約」が、また、6月29日には「最終宣言」が発表されている。持続可能性条約のテーマは、①母なる地球に関する権利、②持続可能な開発のための倫理的および精神的価値、③ラディカルなエコロジカル民主主義、④衡平性、⑤持続可能性のための権利、⑥持続可能な消費と生産、⑦持続可能な経済、⑧持続可能な開発目標、⑨持続可能な開発のガバナンス、⑩企業の社会的責任と説明責任、⑪化石燃料ゼロ世界への移行、⑫持続可能な社会と世界的責任のための環境教育、⑬環境教育、⑭普遍的責任憲章、である。これらのうち⑦持続可能な経済では、現在の経済モデルは、継続的な経済成長の達成を経済目的とする支配的理論の上に展開し、人々や生態系の福祉への負の影響に対処する強い手段がない。議論されているグリーン経済は、現在の“ブラウン”経済を“グリーンウォッシュ[55]”する以上のものではなくなるリスクがあると指摘。「単一のグローバル経済だけはない！持続可能な経済を！」、「持続可能な経済システムの土台として惑星の限界内で衡平性を」、「世界の多様な経済の成功を測定する方法を変えること」として、持続可能な経済に関する8つの原則（地球の健全性と惑星の境界原則、地域化による回復力原則、衡平・尊厳・正義の原則、包摂的ガバナンス原則、Beyond-GDP原則、充足と汚染者負担原則、外部性の内部化原則、自然資本および人的資本の復元原則）を提示している。

ピープルズサミットでのデモ行進の様子

[55] 新語時事用語辞典では、「実態を伴わないのに、環境へ配慮しているというイメージをむやみに与えるような、虚飾の類い。商品や企業活動について、環境にやさしい、エコである、環境保護に熱心である、といった印象を植え付けようとする虚飾」の意味。

●コーポレート・サステイナビリティ・フォーラムにおける「自然資本宣言」および「グリーン産業プラットフォーム」など

コーポレート・サステイナビリティ・フォーラムは、リオ＋20事務局および国連グローバル・コンパクトなどの主催により、6月15～18日に開催された。本フォーラムの目的は、持続可能な開発に対するビジネスの貢献を世界的に強化することである。フォーラムの概要および結果に関するレポート[56]では、約200のコミットメント、自然資本宣言、グリーン産業プラットフォーム、水行動ハブといった成果を掲載している。

自然資本宣言は、世界の37の金融機関による署名の下[57]、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）により発効されたもので、「21世紀に向けて金融機関が『自然資本[58]』という考え方を金融商品やサービスのなかに取り入れていく、というコミットメント」を指す。具体的には、事業活動・サプライチェーンなどに関連する自然資本への影響と依存度への理解を深めること、金融商品・サービスの意志決定プロセスに自然資本という考え方を統合する場合の方法論開発を支援すること、などが含まれている。金融関連ではこの他にも、持続可能な保険原則、持続可能な証券取引といったコミットメントも発表されている。

グリーン産業プラットフォームは、国連工業開発機関（UNIDO）とUNEPにより立ち上げられたイニシアティブで、70の企業の他、政府、国際機関、市民団体・NGOが参加している。本イニシアティブでは、エネルギーおよび原材料の効率的利用や、新しいグリーン技術の革新的実践・適用を通じて、環境・社会配慮を企業活動の中へ主流化することが目指されている。

尚、こうしたイニシアティブには、市民セクターの参加も多くみられ、必ずしも企業がビジネス推進のためだけに策定するものではない。ピープルズサミットも含め、市民セクターにも多様な動きが存在する事は認識しておく必要がある。

●日本政府による「『緑の未来』イニシアティブ」など

リオ＋20では、日本を含め各国から様々なイニシアティブが発表された。例えば、グリーンエコノミーフォーラムのウェブサイトでは、それらの一例として、フランス政府による包摂的なグリーン経済の取り組み、ブラジル・デンマーク・フランス・南アフリカ政府による持続可能性報告の取り組みなどを紹介している[59]。

ここで取り上げる「『緑の未来』イニシアティブ」は、玄葉外務大臣がリオ＋20本会合初日の6月20日に行った演説で発表した途上国支援策である。同イニシアティブは、①環境未来都市の世界への普及、②世界のグリーン経済移行への貢献、③強靭な社会づくり、の三本柱で構成されている。①については、途上国の都市開発関係者を年間100人招聘など、②については、3年間で1万人の「緑の協力隊」の派遣、再生可能エネルギー分野等の気候変動分野に3年間で30億円の支援など、③については、途上国の災害対策に3年間で30億円の支援などが行われる。外務省のHPでは、「『緑の未来』イニシアティブ」に関し、以下の説明資料を掲載している。

---

[56] CSFの概要・結果レポートは、以下よりダウンロード可能。
http://unglobalcompact.org/docs/news_events/2012_CSF/Rio_CSF_Overview_Outcomes.pdf

[57] 2013年3月現在、41機関が署名。日本の企業では、三井住友トラスト・ホールディングスが署名。

[58] 自然資本は、地球の自然財産である、土壌、空気、水、植物相、動物相から構成される。年間何兆ドルもの価値を生み出す自然資本からの生態系サービスのみならず、生態系サービスを提供する自然資本のストックも適切に価値評価されていないという。

[59] グリーンエコノミーフォーラムの以下のページでは、各国による自主的取り組みの一部が掲載。
http://geforum.net/en/archives/384

図１：「『緑の未来』イニシアティブ」に関する外務省説明資料

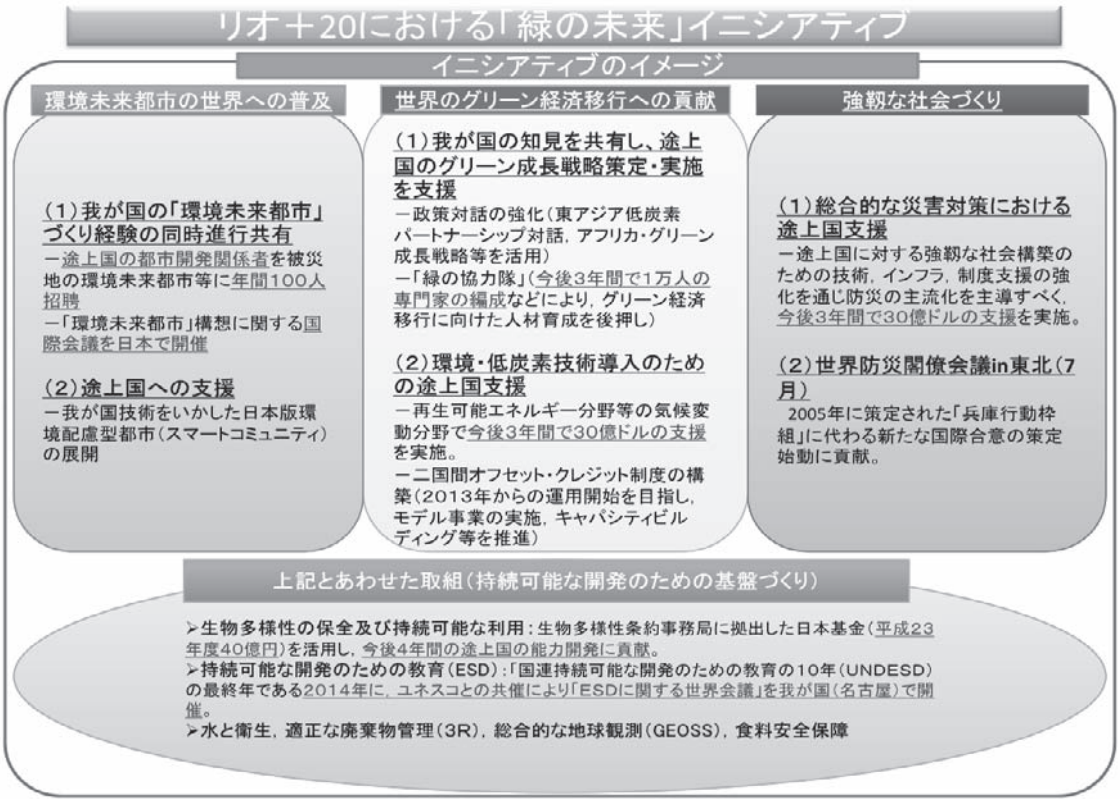

出典：外務省資料（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/rio_p20/pdfs/midori.pdf）

尚、この「『緑の未来』イニシアティブ」は、日本政府がこれまで推進してきたグリーン経済の関連施策を途上国支援向けに一つのパッケージにしたものと捉えられる。例えば、環境未来都市については、2010年6月に民主党政権下で閣議決定された「新成長戦略 ～『元気な日本』復活シナリオ～[60]」の中で、その創設と都市全体を輸出パッケージとしたアジア諸国との政府間提携が示されている。環境技術の途上国への展開については、「21世紀環境立国戦略[61]」（2007年6月）、「緑の経済と社会の変革[62]」（2009年4月）、「新成長戦略～『元気な日本』復活シナリオ～」（2010年6月）、「日本再生戦略[63]」（2012年7月）と、時の政権下で閣議決定されてきた戦略の重要な要素として位置付けられている。その他にも、緑の協力隊は青年海外協力隊を活用するものであるし、気候変動や生物多様性に関する国際交渉の中で表明されてきた支援や取組なども含まれている。今回新たに提示された、再生可能エネルギー等の気候変動分野と災害対策分野での30億ドルずつの支援については、新規分がどれぐらいで、既存のODAなどの活用がどれぐらい含まれるかは明示されていない。

---

[60] 「新成長戦略 ～「元気な日本」復活シナリオ～」は、以下よりダウンロード可能。
http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf

[61] 「21世紀環境立国戦略」は、以下よりダウンロード可能。
http://www.env.go.jp/guide/info/21c_ens/21c_strategy_070601.pdf

[62] 「緑の経済と社会の変革」は、以下よりダウンロード可能。
http://www.env.go.jp/guide/info/gnd/pdf/igecs_main.pdf

[63] 「日本再生戦略」は、以下のページで解説が見られる。
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/rebirth.html

８．リオ＋２０後の国際的動向と日本政府の取り組み

ここでは、リオ＋20後の国際動向と日本政府の取り組みを見ていく。尚、リオ＋20後の国際動向については、UNDESAの持続可能な開発部により運営されるウェブページ「持続可能な開発知識プラットフォーム[64]」に関連情報が多く掲載されている。

●グリーン経済について

グリーン経済に関する国際レベルの動きとしては、2012年9月4日に「クリーンかつ環境上適正な技術の開発・移転促進メカニズムの選択肢に関する国連事務総長レポート[65]」が発表された。本レポートでは、国連機関や他の国際機関などから受け付けた意見の概要、技術促進メカニズムの機能・形式・作業方法に関する提案などが示されている。今後の方向性としては、ハイレベル政治フォーラムに報告を行うことを目指し、技術促進メカニズムを作動させる観点から、2013年末までに制度の細部を作成するための政府間ワーキンググループの早急な設置を提案している。

また、2012年11月22日には、グリーン産業プラットフォームの助言委員会設置が発表された。同委員会は、コロンビア、ヨルダン、ポーランド政府や、マイクロソフト社、ノボザイムズ社、欧州環境委員会、地球環境ファシリティ（GEF）、GGGIなどで構成されている。

この他、持続可能な開発知識プラットフォームでは、成果文書パラグラフ<66>の（a）～（e）に対応する国連機関および他の国際機関による取り組みをまとめた資料が掲載されている[66]。

●SDGsについて

成果文書パラグラフ<248>で規定されたSDGsの検討を進めるためのオープンな作業部会（OWG）は、2013年1月22日に採択された国連決議67/555により正式に設置された。成果文書ではOWGは「30の専門家で構成される」とされていたが、30名にまとめることができなかったため、最終的には1つの枠を複数の国で持ち回るローテンション方式の下で合計70か国が参加することとなった[67]。

OWGの第1回目会合は、2013年3月14・15日に開催された。同会合では、共同ファシリテーターの選出、国連事務総長インプットA67/634[68]の紹介、加盟国・EUやG77＋中国などの政治グループ・国際機関・メジャーグループによる議論などが行われた。国連事務総長インプットは、2012年9月28日に加盟各国に対し要請されたアンケート調査[69]の結果概要を示すものである。主な質

---

[64] 持続可能な開発知識プラットフォームは、以下のより閲覧可能。
http://sustainabledevelopment.un.org/index.html

[65] 技術促進メカニズムに関する国連事務総長レポートは、以下よりダウンロード可能。
http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/67/348&referer=http://sustainabledevelopment.un.org/index.php?page=view&Lang=E

[66] 国連機関・国際機関によるグリーン経済の取り組みに関する資料は、以下よりダウンロード可能。
http://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/1439AttachementA_Matrix%20summary%20of%20agency%20responses.pdf

[67] 作業部会のメンバーを定める国連決議A /67/L.48/Rev.1は、以下よりダウンロード可能。尚、日本はイラン、ネパールと共に参加している。
http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/67/L.48/Rev.1&Lang=E

[68] 国連事務総長インプットA67/634は、以下よりダウンロード可能。
http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/67/634&Lang=E

[69] SDGsの開発に関するアンケートの質問項目は、以下よりダウンロード可能。
http://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/14421360Questionnaire%20SDGs_final_2809-1.pdf

問項目には、SDGsが取組むべき5～10の優先分野、取り入れられるべき既存のゴールおよび目標（MDGs、アジェンダ21でのゴール／目標、JPOIなど）、SDGsが2015年以降の国連開発アジェンダに整合的でかつ統合されることを確実にするためのステップ、などが含まれている。回答は63の加盟国から得られ[70]、優先分野の回答は多い順で、食料安全保障と持続可能な農業、水と衛生、エネルギー、教育、貧困撲滅、健康、実施手法、気候変動、天然資源の環境／管理、雇用、と続いている。尚、持続可能な知識プラットフォームでは、第1回会合のサマリーと動画も掲載されている[71]。

成果文書<246>でSDGsが「統合されるべき」とされたポスト2015開発アジェンダについては、SDGs以前より議論がなされてきた[72]。その始まりは、2010年9月のMDGs国連首脳会合の成果文書[73]において、事務総長に対し、MDGsの進展報告を毎年報告し、「必要に応じて、2015年以降の国連開発アジェンダを進展させる更なる取組を提言するよう要請」したことである。その後国連レベルでは、2012年1月にUNDP・UNDESA主導の国連タスクチーム（60の国連機関・国際組織が参加）が発足し、同年6月に報告書「Realizing the Future We Want for All[74]」が発表された。この中では、ポスト2015開発アジェンダは、3つの核心的価値（人権の尊重、衡平性、持続可能性）に基づくべき、MDGsの強みであった具体的ゴールと目標という形式は保持すべき、4つの鍵となる側面（包摂的な社会開発、包摂的な経済開発、環境的持続可能性、平和と安全保障）が認識されるべき、などと提案している。また、2012年7月には、ポスト2015年開発アジェンダに関する諮問グループとして、キャメロン英首相、ユドヨノ・インドネシア大統領、ジョンソン＝サーリーフ・リベリア大統領を3共同議長とするハイレベルパネル[75]が国連事務総長により設置された。メンバーは国連加盟国政府、民間セクター、学識者、市民活動家ら27名で構成される（日本からは菅直人元首相が参加）。これまで会合は、2012年10月29日にニューヨークで、2013年2月1日にリベリアのモンロビアで、2013年3月27日にバリで開催されており、2013年5月末に報告書がとりまとめられる予定となっている。この他の国連レベルの動きとしては、11のテーマ別コンサルテーション（教育、格差、健康、ガバナンス、紛争と脆弱性、成長と雇用、環境持続可能性、飢餓・栄養・食糧安全保障、人口動態、エネルギー、水）や、100以上の国別コンサルテーションが世界各地で行われる。

---

[70] 各国のアンケート回答は、以下のページから閲覧可能。
http://sustainabledevelopment.un.org/index.php?menu=1485
また、IGESによる「持続可能な開発目標（SDGs）に関する国際動向：各国アンケート調査の結果から」（2013年1月）も詳しい。
http://enviroscope.iges.or.jp/modules/envirolib/upload/4250/attach/SDGs_Briefing_Paper_1_jp_final.pdf

[71] OWG第1回会合のサマリーは、以下よりダウンロード可能。
http://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/1700summaryowg.pdf
OWG第1回会合の動画は、以下のページで閲覧可能。
http://sustainabledevelopment.un.org/index.php?menu=1574

[72] ポスト2015開発アジェンダに関する動向は、以下の外務省HPおよびCSOネットワークHPを参照のこと。
外務省：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/p_mdgs/index.html#un
CSOネットワーク：http://www.csonj.org/mdgsnews

[73] MDGs国連首脳会合の成果文書（仮訳）は、以下よりダウンロード可能。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/pdfs/65_mdgs_sksb.pdf

[74] 「Realizing the Future We Want for All」は、以下よりダウンロード可能。
http://www.un.org/en/development/desa/policy/untaskteam_undf/report.shtml

[75] ハイレベルパネルに関する情報は、以下のページで閲覧可能。
http://www.post2015hlp.org/

尚、日本の動きとしては、2011年のMDGsフォローアップ会合やポスト2015開発アジェンダに関するコンタクト・グループの開催などが挙げられる。コンタクト・グループは、約20か国の政府関係者、国際機関、研究機関、市民団体、民間セクターの大使・局長級の政策担当者が、非公式に政策対話を行う場として位置付けられ、2011年12月～2012年9月までの4回の会合を経て暫定議長ノート[76]を発表している。暫定議長ノートは、ポスト2015開発アジェンダのハイレベルパネルに対してだけでなく、SDGsのアンケート回答の際にも提出されている。以下の図は、外務省作成の、ポスト2015開発アジェンダおよびSDGsのプロセス全体像である。

図２：ポスト2015開発アジェンダおよびSDGsのプロセス全体像

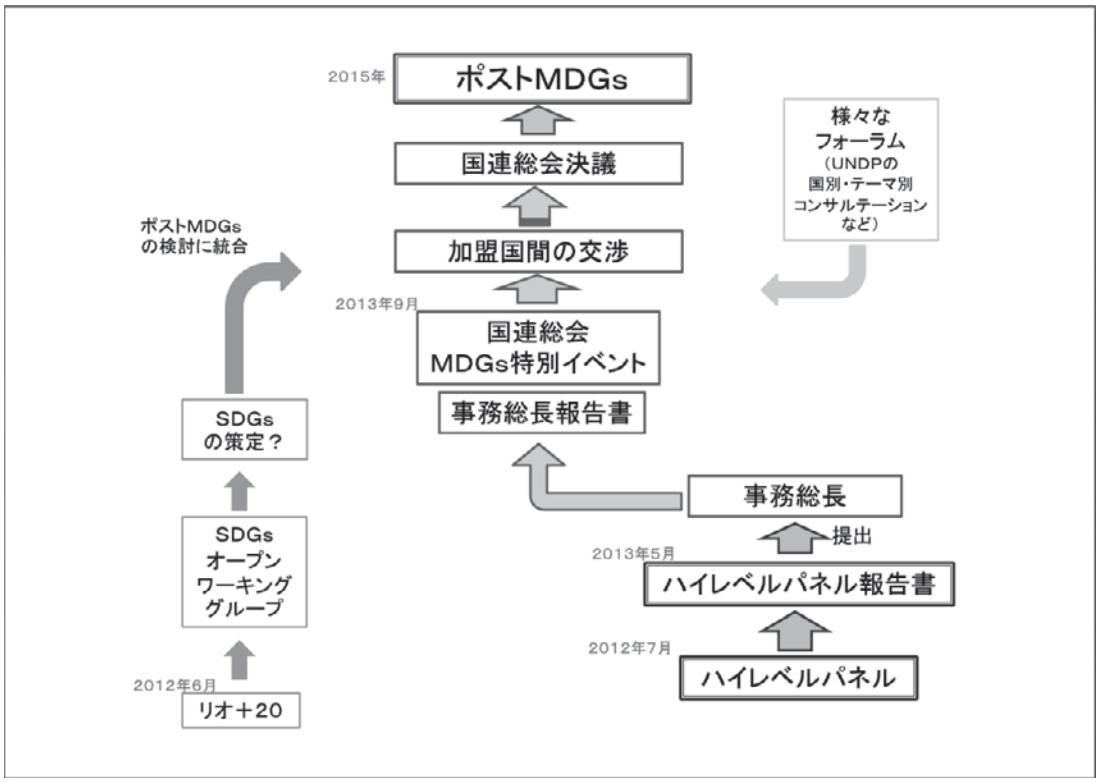

出典：外務省資料(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/p_mdgs/pdfs/process.pdf)

●ハイレベル政治フォーラムについて

成果文書パラグラフ<84>で規定されたハイレベル政治フォーラムに関し、2012年12月4日に採択された国連決議67/203で、2013年1月～5月までの間に協議を行うことが定められた。2013年1月30日に開催されたハイレベル政治フォーラムの第1回非公式協議では、ブラジルとイタリアの常駐代表が協議プロセスの共同ファシリテーターを務め、加盟国・メジャーグループが主要課題に関する意見表明を行った。

[76] 暫定議長ノートは、以下よりダウンロード可能。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/p_mdgs/pdfs/chairs_note.pdf

また、国連決議67/203では、国連事務総長に対しCSDの教訓に関する報告作成を要請しており、2013年2月21日にその報告書が発表されている[77]。この中では、CSDは作業および結果において持続可能な開発の経済面・社会面・環境面を完全に統合できなかった、実施手段（資金・技術・能力開発）の進展に関するモニタリング・レビューが不適切であった、などと指摘している。その後、第2回非公式協議が3月21日に開催されている。

●UNEP強化について

2012年12月21日の国連総会で、UNEPの強化および格上げに関する決議67/213が採択された[78]。この中では、管理理事会のメンバーシップを国連加盟193ヵ国に拡大、国連の安定的で増加された通常予算を受けること、ドナーに自主的支援の増加を要求、などが含まれている。2013年2月18～22日には、ケニアのナイロビにて第1回目の管理理事会ユニバーサルセッションが開催されている。

●ファイナンスに関する政府間委員会について

成果文書パラグラフ<256>で規定されたファイナンスに関する政府間委員会に関し、国連総会議長は2013年1月10日、カザフスタンとノルウェーの常駐代表を共同ファシリテーターとして指名し、委員会設立のためのプロセス促進を求めた。これを受け、共同ファシリテーターは3月14～31日までの間、政府間委員会に参加する専門家のノミネート受け付けを発表した[79]。30名の地域配分は、アフリカ地域7名、アジア太平洋地域7名、東欧地域5名、ラテンアメリカ・カリブ海諸国6名、西欧・その他諸国5名で、対象となる専門家の領域として、ODA・援助効果、革新的資金、貿易ファイナンス、起業・SMEファイナンス、南南協力・三角協力、気候資金、グローバルガバナンス、などが提示されている。

●日本政府による「『緑の未来』イニシアティブ」について

日本政府による「『緑の未来』イニシアティブ」関連でも、リオ＋20後に様々な進捗が見られる。

「環境未来都市の世界への普及」については、2013年2月16日に内閣官房などの主催により、第2回「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを北海道上川郡下川町で開催し、10月には北九州市にて第3回を予定している。環境未来都市は、2011年12月に全国11か所（内、被災地6か所）を選定し、取り組みが進められてきた。第2回の国際フォーラムでは、国内外での情報共有、国際的ネットワークの構築・深化などを目的として、26か国から約300名の参加があった[80]。

---

[77] 事務総長によるCSDの教訓に関する報告は、以下よりダウンロード可能。
http://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/1676SG%20report%20on%20CSD%20lessons%20learned_advance%20unedited%20copy_26%20Feb%2013.pdf

[78] 国連決議67/213は、以下よりダウンロード可能。
http://www.unep.org/gc/gc27/Docs/GA-RES-67-213-UNEP.pdf

[79] 共同ファシリテーターによる委員ノミネート受付けのレターは、以下よりダウンロード可能。
http://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/169720130320094529.pdf

[80] 内閣官房による第2回「環境未来都市」構想推進国際フォーラムの開催結果概要は、以下よりダウンロード可能。
http://futurecity.rro.go.jp/pdf/H24Internationalforum_2nd/Report_H24Internationalforum2nd_jp.pdf

「緑の未来協力隊」については、2012年12月、環境・気候変動、水、農業、エネルギー分野の青年海外協力隊など73名を第一陣として編成、2012年12月～2013年1月にかけて派遣を行っている[81]。

「強靭な社会づくり」については、日本政府は2012年7月3・4日に宮城県仙台市で、「世界防災閣僚会議in東北」を開催した[82]。同会議では、東日本大震災など近年の大規模自然災害に関する経験・教訓の共有、防災に関する主要テーマの議論、ポスト兵庫行動枠組策定に向けた議論の提起が目的とされ、議長総括では、「防災を2015年以降の国際開発目標（ポストMDGs）の主要要素として位置づけるべきとの認識で一致した」ことなどが掲載されている。12月21日には、国連本会議にて、第3回国連防災世界会議の日本での開催が正式決定された。同会議は2015年10月に開催予定とされ、兵庫行動枠組みのレビューとポスト兵庫行動枠組の策定が見込まれている。

９．おわりに

最後に、これまで見てきたグリーン経済に関するリオ＋20とその後の世界・日本の動向について、筆者なりの所感を述べてみたい。

そもそもリオ＋20の開催は、地球サミットから20年の節目という以外には合理的根拠が薄く、うがった見方をすれば、ブラジル政府の2014年ワールドカップ・2016年オリンピックと並ぶ国威発揚のために提案された、と捉えることも可能である。成果文書については、採択がコンセンサス（原則的には全会一致）により行われるため、各国が話題にしづらいテーマは議論の対象から外れ、意見対立があるところは交渉プロセスの中で削除され、合意できる部分のみが残される形となった。そのため成果文書では、過去の合意の再確認と、具体性に欠ける記述が多くなった。また、グリーン経済・貧困撲滅・持続可能な開発において、より根源的問題とも言える、世界の経済・金融システムのあり方、原子力発電の扱い、軍事費や武器の輸出に関する問題などは触れられてもいない。

こうした見方をすると、確かに物足りなさが残る会議であっただろう。しかしリオ＋20では、準備会合から成果文書採択に至るプロセスにおいて、グリーン経済を推進しようとする先進国側と、貧困撲滅および持続可能な開発を最優先に求める途上国側との違いを際立たせながらも、1992年の地球サミット以来の様々な動向・論点が、集約的・集中的に垣間見られる場となった。普段注目が集まりにくい分野を含め、多角的かつ包括的視点から世界が目指すべき開発・発展のあり方について考える契機となったことは、気候変動枠組条約や生物多様性条約などの単一イシューを扱う国際交渉には見られない、リオ＋20の大きな特徴と言えよう。

成果文書においては、強制力や具体的目標を伴う決定はことごとく見送られたが、SDGsや資金に関するプロセスの合意は、ポスト2015開発アジェンダ策定に向け、今後3年間で腰を据えて議論するための道筋を強化したとも捉えられる。リオ＋20内外で策定された様々なイニシアティブについても、既に多方面で動きが活発化しつつあり、次なる展開に向けた新たなルール作りに直結するものも多くある。

成果文書交渉で取り上げられなかった論点については、問題視する市民が声を上げ、世論を喚起し、議論の土台に乗せていくことが重要となろう。特に、緊急性を要したり、政府同士では議論が進まない諸問題については、市民セクターに期待される役割は大きい。ただし、市民セクターの活動の中には、新たな政策や枠組みに関し、中身が定かでないものや負の帰結をもたらす

---

[81] 緑の協力隊に関する情報は、以下のページで閲覧可能。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/mmk/index.html

[82] 世界防災閣僚会議in東北の概要は、外務省の以下のページで閲覧可能。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/bousai_hilv_2012/

可能性があるものでも、言葉の持つプラスのイメージだけで政府に支持を迫ろうとする動きも見受けられた。個人的意見ではあるが、市民セクターの活動は千差万別であることを認めつつも、時には慎重さと思慮深さが必要かもしれない。

日本については、グリーン経済は環境と経済の文脈で語られることがほとんどで、社会的側面への言及が少ないことが指摘できる。国際交渉の場面では、特に技術による貢献という主張が展開され、国内施策では、まちづくりや農林水産業などが加えられてはいるが、その根幹は変わらない。企業の取り組みについても、環境的側面は進みつつある中、人権問題などの社会的側面へのコミットメントが弱いことが指摘されている。日本の政府・企業には、得意としており、且つビジネス展開にも繋がる技術分野に加え、貧困層や社会的弱者にも積極的に目を向けていく姿勢が今後はより求められるだろう。現在、安部政権の下では、エネルギー・環境戦略の見直しなどに加え、雇用および健康・医療分野において規制改革が議論されている。対外的には、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定[83]への交渉参加が2013年3月15日に表明された所である。TPPは、高い水準の自由化を目標として、物品市場アクセス（物品の関税の撤廃・削減）・サービス貿易・非関税分野（投資、競争、知的財産、政府調達等）のルール作りのほか、新しい分野（環境、労働、「分野横断的事項」等）も含むものであり、リオ＋20で協議された内容とも関わりが深い。社会的側面を含むグリーン経済との関連からも、これらの動向は注視すべきであると考えられる。

[83] TPPについては、以下の外務省HPなどを参照のこと。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/

Ⅱ．リオ＋20・グリーン経済 論考編

論考１：リオ＋20におけるグリーン経済の議論･合意を踏まえ､制度･政策のあり方を考える
～気候変動国際枠組と日本政府の取組みを事例に～

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）事務局長
グリーンエコノミーフォーラム理事
足立治郎

１．はじめに

本稿では、今後の効果的な形でのグリーン経済推進のための制度・政策のあり方を検討する。制度・政策の具体事例として、気候変動国際枠組と日本政府の取組みをとりあげる。そのために、まず、リオ＋20における議論を振り返り、グリーン経済推進にあたっての注意点を総括する。

２．リオ＋２０から読み取れる、グリーン経済推進にあたっての注意点～社会的側面の重要性～

リオ＋20（国連持続可能な開発会議）で、主題の一つが「グリーン経済」とされたことは、地球温暖化などの環境問題に対処し、持続可能な社会を構築するには､「経済」のあり方を変える必要がある、との認識が世界レベルで広がったことを示している。環境の観点から経済のありようをいかに変えていくかが問われる時代となったのである。

ただし、リオ＋20で主題とされたのは、正確には「持続可能な開発と貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済」であった。「持続可能な開発と貧困撲滅」という視点が明確に付されている。その背景には､「グリーン経済は、発展途上にあり多数の貧困層を抱える途上国の経済を不適切な形で制約したり、環境技術を有する先進国が途上国市場を奪おうとするものである」などといった懸念を表明した途上国への配慮がある。小野田報告にあるように、リオ＋20の合意文書では、グリーン経済の推進が明記されるとともに、その推進に際しては､「環境的側面」のみならず､「社会的側面」も考慮した経済の推進の必要性が明記された。

リオ＋20に先立つ2008年10月、国連環境計画（UNEP）は「グリーン経済イニシアティブ（Green Economy Initiative）」を開始しているが､UNEPも、グリーン経済を「環境リスクと生態上の希少性を大幅に減少させつつ、人間の福祉と社会的公平性を向上させる経済」と定義し､「環境的側面」に加えて「社会的側面」を強調している。

環境負荷の少ない経済への転換は、環境悪化による悪影響を防ぎ、中長期的には、人々の福祉を向上させ、社会を豊かにするといえる。短期的に見ても、グリーン産業育成は、経済・雇用を活性化させ、福祉を向上させる側面をもつ。ただし、環境を過度に重視した経済の推進は、特に短期的に、雇用減少・貧困増加などをもたらし、社会問題を増大させたり、不適切な貿易措置などの適用により経済発展の妨げとなる可能性もある。こうした点に対する懸念が、リオ＋20の議論の過程で、途上国等から提起され、それが成果文書に反映された、と見ることができよう。

地球の限界・環境容量を超えないように、世界全体の経済を転換していくことは人類全体に課せられた課題であり、グリーン経済の推進は急務である。ただし、グリーン経済推進に際しては、環境と経済の両立を目指すだけにとどまらず、貧困などの社会課題を増大させないようにする必要がある。そうしたことを、リオ＋20という国際交渉の場で、世界の人々が共有したのであり、今後、私たちは、そうした認識の上で、グリーン経済推進の取組みを進めていくことが重要であろう。

３．気候変動国際枠組―環境条約を経済・社会的側面も含め捉える

それでは、今後、いかなる取組みが必要となるのであろうか。リオ＋20という国際交渉では、グリーン経済に関する世界の取組みの方向性が示されたといえるが、より具体的には、世界全体が気候変動問題に対処するための経済の推進に関しては気候変動に関する国際交渉の場で、生物多様性問題に対処するための経済の推進に関しては生物多様性に関する国際交渉の場で、それぞれ議論されていくことになる。そのような場で、交渉成功に向けていかなる取組みが必要とされるのであろうか。ここでは、気候変動国際枠組に関する交渉を取り上げる。

京都議定書等の気候変動関連条約は、気候変動という地球環境問題に対処するための条約である故、通常、環境条約と位置付けられる。ただし、国際枠組交渉を成功に導くために忘れてならないことは、こうした条約が世界全体の経済のルールをも決めているという事実である。環境に関するルールであるとともに、経済に関するルールでもあるのである。

例えば、京都議定書は、温室効果ガス削減目標未達成国が、目標達成国あるいは目標を持たない国から排出枠・クレジットを購入しなければならないことを実質的に規定している。排出枠・クレジット授受には、金銭授受が伴う。EU諸国はEU全体の目標達成のために、EU域内の事業者に排出枠を課し、事業者がその排出枠の範囲内に排出量を抑えることができない場合、クレジットを購入する必要が生じる。日本ではそうした排出枠を政府が事業者に課していないものの、日本全体の京都議定書目標達成に協力するために日本経済団体連合会参加企業等が温室効果ガス排出削減の自主行動計画をもち、自主行動計画の目標未達成の事業者はクレジットを購入し、そのクレジットを無償で政府に提供してきた。京都議定書は、世界の国家間・事業者間の金銭の授受のあり方を規定したものであり、各国の事業者の国際競争条件・世界経済のありように少なからぬ影響を与えてきたのである。

従って、環境効果を十分に有するかどうかのみならず、経済的側面から公平なルールであるかどうか、が問われることになる。日本政府が京都議定書第二約束期間に参加しないことを表明したことは、温室効果ガス排出量世界1～3位の中国・米国・インドが参加していないという環境効果の観点に加え、経済ルールとして公平かどうか、という点が関係している。

多くの国が参画する環境効果の高い国際枠組を構築するためには、その国際枠組が経済ルールとしても公平性があまりに欠如しないことが重要である。そうでなければ、各国が合意することは困難となり、もしいったん各国が合意したとしても、その後、そうしたルールに対する各国の離脱を招く可能性が高まる。

現状は残念ながら、効果的な国際合意構築がなかなか進展せずに、世界全体の温室効果ガス排出量が増加し、社会的弱者・貧困層に大きな悪影響を与える可能性が日に日に高まっているのが現実である。そうした社会的弱者・貧困層の視点、人間の福祉や社会的公正といった側面から、現在の国際枠組交渉を見つめ直すことが極めて重要である。

以上より、気候変動国際交渉を含む環境に関する国際交渉は、環境効果・環境的側面ばかりを見ていてはなかなか効果的な制度構築をなしえず、経済ルールとしての適正化や社会的公正といった観点も含めて捉えていくことが、効果的な制度を早期に実現するために重要と考えられる。

４．自民党政権の方針・取組み―環境・社会課題を十分に踏まえた経済活性化を

リオ＋20や気候変動国際枠組交渉といった持続可能な社会・グリーン経済推進に向けた世界全体での交渉の成否の多くは、各国がいかなる姿勢で交渉に臨むかにかかっている。その根本において、各国・各地域が国内・域内で足元からの地道な取組みをいかに推進するか、が重要である。以下、日本政府の取組みを見ていく。

昨年12月の衆議院選挙で圧勝し、政権交代を果たした自民党政権の重要課題は、まず、経済である。自民党は、衆院選向け政策集で「日本を取り戻す」をキャッチコピーとし、危機的状況に陥った日本経済を再生することを掲げた。政権発足後すぐに、日本経済再生本部を立ち上げ、経済財政諮問会議も復活させた。

先の衆議院選挙における自民党の勝利は、多数の有権者が「経済停滞・雇用問題の解決」を求めた結果、といえるだろう。じっさい私の身近な勤労者の多くも、短期的な経済の立て直しを期待していた。経済を悪化させてでも環境対策を推進しよう、とは考えていない有権者も少なくない。背景には、若者の失業・非正規雇用・低賃金問題や地方の経済停滞等がある。

とはいえ、有権者の大多数は、環境問題に取組むことが必要であることは認識しているだろう。自民党の衆院選向け政策集にも、環境問題に対する取組みが示されている。「Ⅷ．環境」には、以下の取組み（一部）も示されている。

・蓄電池・燃料電池、次世代自動車、スマートグリッドなど、莫大な需要が見込まれる技術開発分野を国家プロジェクトに選定
・エコカー世界最速普及とモーダルシフト促進
・エコハウス化加速
・温室効果ガス排出削減に役立つ新事業創出促進
・国民や事業者が、みずからのCO2排出をクレジットの購入により相殺する「カーボン・オフセット」制度の普及
・低炭素化促進の観点から、経済的支援や規制的措置を講じるほか、より包括的な環境税の検討を含め、税制全体の一層のグリーン化を推進
・開発途上国・地域まで最先端の温室効果ガス削減技術を普及させるため、世界レベルで地球救済基金（仮称）設置。基金財源捻出のため、各国間の競争条件に大きな変化を与えない共通炭素税や国際連帯税といったグローバルな負担システム構築
・地球温暖化の影響に関する観測・監視体制強化と、感染症等予防、農作物品種改良、洪水、高潮、渇水、干ばつ、土砂災害等による被害防止等推進
・緑化版エコポイント制度創設
・フロン類の適正・確実な回収・破壊、生産・使用抑制に資する代替物質開発並びに使用可能な代替物質を用いた製品普及
・衣料品、電子機器、書籍、リユースペットボトル等を回収・再販業者に持ち込むことでエコポイント付与
・環境中の化学物質や放射性物質が子供の発育に与える影響の解明。全化学物質・放射性物質を視野に入れた安全性評価・管理等を推進　　等

これらは、経済を活性化しながら、環境への取組みを強化するものが多い。まさに、グリーン経済の推進が自民党政権でも大きなテーマになっているといえるだろう。

また、「Ⅶ. エネルギー」では、原発に関し「原子力に依存しなくても良い経済・社会構造の確立をめざします」「今後のエネルギー政策の根本に「安全第一主義」(テロ対策を含む)を据え、特に原子力政策に関しては、権限、人事、予算面で独立した規制委員会による専門的判断をいかなる事情よりも優先します」との文言がある。また、次のように、再エネ・省エネへの積極姿勢も示している。

・再エネ供給引上げ(固定価格買取制度拡充等、再エネ産業を低炭素社会リーディング産業に育成)
・節電・省エネ徹底(意識向上、技術による省エネ目標設定、省エネ商品導入〈白熱灯の全LED化等〉、スマートグリッド導入等の政策推進等)

こうした自民党政権に対し、一部マスメディアやNGO等は環境問題に消極的とみている。その大きな理由に、「原子力発電存続に含みをもたせていること」や「温室効果ガス削減目標の見直し」がある。エネルギー政策に関し、政策集では、「いかなる事態・状況においても社会・経済活動を維持するための電力が不足することのないよう……「責任ある戦略」を立案します」としている。温室効果ガス削減目標についても、「広く開かれた議論を行い、国民が納得でき、がんばれば実行可能な目標を設定し、現実的で実効性のある政策を実施します。その上で、わが国として地球温暖化対策に真摯に取組み、環境と経済が互いに刺激し合いながら成長していける社会を実現します」としている。エネルギー政策も温室効果ガス削減目標も、経済との関係を見極めつつ検討していくのが、新政権の姿勢といえる。

環境対策の推進に際し経済との関係を見極めることは重要であるが、結局は、経済活性化ばかり優先され、環境対策が進まないこと、格差・貧困などの社会問題がおざなりにされることも危惧される。また、上記の環境・エネルギー対策の推進による経済活性化の便益が、一部の人々だけに向かうのではなく、広く社会に行き渡るような分配的視点も必要である。社会的公正も考慮した、効果的なグリーン経済政策の推進が求められよう。

気候変動などの地球環境問題に対処するには、世界レベルでの対策強化が不可欠であり、気候変動国際枠組に関する提案を示していくことも必要である。先程見たように、自民党は、衆院選向け政策集の中で、気候変動対策推進のための共通炭素税や国際連帯税を提起している。これまで述べてきたグリーン経済の特性を踏まえながら、そうした提起を鍛えていくことも重要と考える。また、今後、生物多様性条約交渉やリオ＋20をフォローアップするハイレベル政治フォーラム・SDGsに関する交渉において、効果的な目標・枠組・制度構築に尽力していくことが重要であろう。

論考２．「社会を持続可能にするための経済」を作る上での企業の役割と課題

株式会社クレアン　コンサルタント
一般社団法人CSRレビューフォーラム　共同代表
グリーンエコノミーフォーラム理事
山口智彦

１．符号としての「グリーン経済」について

「グリーン経済」という用語は、「社会を持続可能なものにするためにはどういう経済を作ればよいか」ということをみんなで考えるための符号として理解される。一方、符号をグリーン経済としたために話がややこしくなった。誰がどのように考えても「グリーン」は「環境」を思わせる。

気候変動も、生物多様性も、一つひとつが大変な難事であるが、これらの環境側面を解決するだけで持続可能な社会ができるわけではない。

本章では、「『社会を持続可能にするための経済』を作る上での企業の役割と課題」について述べたいが、語感上のミスリードを避けるため、「グリーン経済」の用語は使わないで話を進めたい。

２．本章の主題

貨幣経済の高度化とエネルギー革命は相関しており、両者が絡み合って膨らんできたことが現代の世界の悩みのすべてであるが、本章ではその考察や分析は省く。

物質文明を作り、人口が70億人にまでなれば、貧富の格差ができ、環境が悪化するのは自然のことであるが、ここまでの人間の歴史は、大きく見れば生物としての本能に従ってきたことであった。

我々が本能に従うことを続けていけば、70億の人口は80億人になるであろう。その中で、勝者と敗者ははっきりと分かれていくであろうし、資源、食糧、水は総量として足りなくなり、80億人、90億人の全員が破綻するか、あるいはより現実的には、貧しい人々のうち、数億人が破たんしていくものと思われる。

人類は、この自然の勢いを転換させ、抑えるものは抑えていくことを決めたわけであるが、本章では、私たちの社会がその決意を実行に移していく道筋で、企業は、人間の本能に応える、という本来の役割を変質させていけるであろうかどうか、実際の動きを参照しつつ考えたい。そのためにはどのような世界ルールが必要であるかについても考えていきたい。

３．企業の役割と課題について

３－１．私たちは持続可能な社会を目指さなければいけないのだろうか

CSRの世界では、人類は揃って持続可能な社会を目指さなければならないことになっている。人々の本音も、自分の子どもや孫が絶える事無く続いて欲しい、ということであろう。猿や牛や魚や虫も、皆それを願って生きているに違いない。樹々や花々も、子孫を残したい、ということを主題に生きているのであろう。

人間を含めてすべての生きものは、互いに食みあって生きていくので、上の願いが実現できるものもいれば、そこで生き絶えて世代継続ができないものもいて、それらが絡まりあって世の中は廻っている。

それぞれの生きものは本能の指示に従って食いたい相手を捕えて食っていれば、あるものは増え、あるものは減りつつ、全体としての生物界は続いて来たのであった。

そのような歴史の中、人間は地下資源を掘り出し、エネルギーを利用することを手にしたために、17世紀、18世紀以降、他の生物に対して圧倒的な勢力を得た。大型の動物で個体数が数十億

にまで増えた例はこれまで無かったものと思われる。

地球上の1000万種の生物は、自己の遺伝子を増やしたい、という本能に従って、互いに食い合う中で、勢力を増すものもいれば、絶滅するものもいて、全体としてここまで続いてきた。この中で人間は、言葉を高度化させ、社会を堅牢なものにし、資源とエネルギーを手に入れて、他の生物を圧倒する勢力となった。一方、これらは本能に従った行動であるために、その勢いは程度の良いところで止まることがなく、今日まで来たのであった。

私たちは、自分たちの行動を意識的に抑制しなければ、自分と自分の子孫が生きていけなくなることを理知的に知った初めての生物ではないか。人間は、そこまでの域に達したことを誇らしく思っても良いし、そういうはめになったことを情けなく思っても良い。

今後、人類の選択肢は二つあるように思われる。

一つは、人間も1000万種の生物の中の一種にすぎないのだから、他の生物と同様、本能に従って、自己および自己の遺伝子の安寧と拡大を求めて、欲するものを求めて生きていけばよい、それが破綻したら種として絶滅すればよい、という考えであり、もう一つは、自己および自己の遺伝子の安寧と拡大の本能は人間と他の生物は同じであるが、人間は「本能に従っていたのでは、自己や子孫の安寧は得られない」ということを知ったのだから、意識的に自己を制御し、本来の目的である、自己と子孫が永続できるようにしようではないか、というものである。

どちらも自己保存の本能に従っているという意味では同じだが、前者は直情径行であり、行動が容易である。後者は屈折しており、人間がそのような意識的自己抑制ができるものであるかどうかわからない。

この二者のどちらにしますか、と聞かれたことは誰も無いであろうが、世界の世論は、問答無用のものとして、後者で行く、ということに決まって久しい。

より本能の赴くままに生きる社会を選ぶか、自己を意識的に制御する社会を選ぶかどうかの選択肢があって、自分は後者を選ぶのだ、という個々人の判断は重要であると思われるため、以上をくどくどと述べた。

以下の項は、自己を意識的に制御する社会を作る上での企業の役割を考えたい。

３－２．自己を意識的に制御する社会を作る上での企業の役割

社会課題を解決するのが企業の役割である、という考え方が近年、大きな潮流となってきた。なぜそういう議論が盛んになってきたかといえば、もともと企業はそういうものではないからである。

お金を払ってくれる顧客が求めるものを、大きく、総じて見れば、それらはすべて社会課題があるかたちをとってやってきたものである、と言って言えないことはないが、それはやはり拡大解釈のしすぎであろう。

なだらかに言えば、「顧客の要求に応えることと、社会課題解決が両立したら嬉しい」というのが誰にも共通する願いであるに違いない。

概ね、お金を払う顧客が求めるものは、顧客の個別の欲求を満たすためのものであり、一方、自然破壊や疫病、差別、過酷な労働など、社会の大きい課題は、概ね、お金を持っていない人々のところにある。

企業が、お金を持っている人の声を、お金を持っていない人の声よりも聞こうとし、それに応えようとするのは当然のことである。お金を持っていない人々のために仕事をして、大きなお金が得られることは少ない。

従来、お金を持っていない人たちや、自然など、お金を払わない人たちの手当ては公共機関がするものであるとされてきた。基本的には今でもそうである。

一方、1990年代から、多国籍企業が成長し、小さい国の政府などよりも影響力が大きくなって

いく過程で、そういう企業は公的な役割を担うべきではないかという考えが広がってきた。これは「あなたのところでは、顧客の要求に応えることと、社会課題を解決することを両立させてください」という考え方と同じである。

これを両立させることは極めて困難である。

自然を回復させてお金を得ることは、自然はお金を払ってくれないため困難である。

貧困国で、貧困者から対価を得ることも困難である。

「ビジネス」と「自己を意識的に制御する社会作り（具体的には社会課題解決）」を両立させるには二つの選択肢がある。

ひとつは、企業が、自らビジネスの仕組みを作り、ビジネスとして成り立たせつつ、社会課題を解決していく独立独歩の方法である。近年、巨大な多国籍企業の多くがこれに挑んでいる。一方、成功例はまだ少ない。

もうひとつの方法は、エコカー減税などのように政策で直接誘導することや、ルールを作ってハードルや水路を設けることによって収益以外の面での基準とし、企業の社会評価に人工的な差をつける方法である。社会評価の高低によって、顧客や株主の購買行動に影響が現れ、最終的には収益を高低させるであろう、という考え方である。

すべての企業に、これからの社会作りに参画するよう促すためには後者は必須である。

次の項では、企業を誘導するルール化は今、どのように進んでいるかを考える。

３－３．企業のためのルール化の動きを考える

人間の数とその活動が極大化したために、社会存続のためには自らを規制（ルール化）しなければいけない、というのが社会の共通認識となった。規制されるのはすべての社会構成員（市民、公共機関、企業）である。

本章では企業について考えるが、企業を規制、誘導する第一のものは各国の法律である。規制もあれば誘導策もある。一方、法律の整備度や実施力には各国で大きな違いがある。

イギリスや日本などでは法律は強く、途上国の多くでは弱い。「自分たちを意識的に制御する社会を作る」には、各国の法律だけでは足りない、というのが現代社会の共通認識である。

国の単位を超えた、人類全体が共有するルールを作ることが年々進んでいる。

大小さまざまなルールが生まれているが、企業を対象としたルールには、

①国連グローバル・コンパクト（資料編３参照）

②グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）のレポーティングガイドライン

③ISO26000（資料編４参照）

④国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（資料編５参照）

⑤EICC（電子業界の行動規範）（資料編６参照）

⑥レインフォレスト・アライアンスの認証

などがある。

これらに共通しているのは、持続可能な社会を作ることを最上位の目標としていることであり、具体的には、社会・環境・経済の三要素がバランスをとって混じりあうことを目指している。

また、ルール策定までのプロセスにもひとつの共通項がある。ルールを、事の主体者が最初から最後まで一人で作るのではなく、各国（先進国、新興国、途上国）と各セクター（公共機関、市民セクター、企業）が同じ会議場に集まり、互いに主張した後、その後、会議に次ぐ会議を途中で退場せず、なんとか妥協できる落しどころを見つけ、最後にみんなが「これを守ります」と決めていることである。

ISO26000もそのようにしてできたルールであり、参加者の数、掛けた時間という点で過去に例のないものである。ISO26000は、数多くのルール群を支える基盤的な役割を担っており、また、企業に直接大きな影響を与えるものであるので、以下、この基本構造を素材にして、近年のルール群の中心軸は何かについて考えたい。

３－４．ISO26000の基本構造

ISO26000は、第5章において、組織が社会的責任を遂行する上で不可欠なのがステークホルダー・エンゲージメントである、としている。

商品を買ってくれる顧客や、株主、また社員からは、その声を聞くことは当然であるが、身内でない者の意見をわざわざ聞こうと思うであろうか。その声を経営に反映させようと思うであろうか。

この点をISO26000ははっきりと、その必要がある、と言っており、組織（自社）は自社がマイナスの影響を与えているステークホルダーを正確にとらえて、その声を聞き、これに対処することが必要であるとしている。与えている影響の把握から必要な善処を行うまでの一連プロセスをISO26000では「デュー・ディリジェンス」と呼んでいる。デュー・ディリジェンスはISO26000の軸の一つである。

マイナスの影響を受けている者の中には、顧客もいれば、サプライヤーもいるであろう。サプライヤーの先には資源採掘地の住民もいるであろう。

自社の活動によって大きな影響を受けているステークホルダーがいるならば、それを客観的に捉え、対話し、対処しなければいけない、という考え方は、近年できてきた諸ルールが共通している。

ステークホルダー・エンゲージメントは、日本人がISO26000に接した時、実感が湧かず、大変違和感を覚えるものの一つではないかと思われる[84]。

ISO26000は、マイナスの影響の発見から対処に至る道筋を体系化するようにと求めているが、この時、自社の影響力は、誰のところまで及んでいるのだろう、という範囲の見定めがデュー・ディリジェンスを進める上での要点となる。ISO26000はこれを「影響力の範囲」と呼んで、組織は自己のおよぼす影響力が大きければ大きいなりに、小さければ小さく社会的責任を遂行するようにと示している。

これだけで息が詰まりそうであるが、ISO26000はさらに、自社が影響力を持っているステークホルダーが、もし環境破壊や従業員虐待などをしているのを知ったら、相手にそれをやめ、善処するよう働きかけなければそれは「加担」したのと同じである、としている。

---

[84] NPO/NGO、消費者団体、労働組織などが「自分たちは市民の代弁者でありたい」という意識を持って、企業と向かい合って、考えるところを投げかけ、対話するという文化が日本には薄い。日本におけるそれを試してみようという考えで、筆者他数名にて、NPO/NGO、消費者団体、労働組織がアライアンスを組み、企業と対話し、活動をレビューする枠組みを作った。エンゲージメントの実験例として実績等をご覧いただけたら幸いである。
一般社団法人　CSRレビューフォーラム
http://www.csr-review.jp/

ISO26000の基盤はこれらであり、この上に以下の通り、7つの原則が示されている。
①説明責任
②透明性
③倫理的な行動
④ステークホルダーの利害の尊重
⑤法の支配の尊重
⑥国際行動規範の尊重
⑦人権の尊重
さらに、これらの上に、すべての組織に共通する具体的な主題として以下の7つが示されている。
①組織統治
②人権
③労働慣行
④環境
⑤公正な事業慣行
⑥消費者課題
⑦コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

以上を絵にしたものを以下に示す。

図３：ISO26000の基本構造

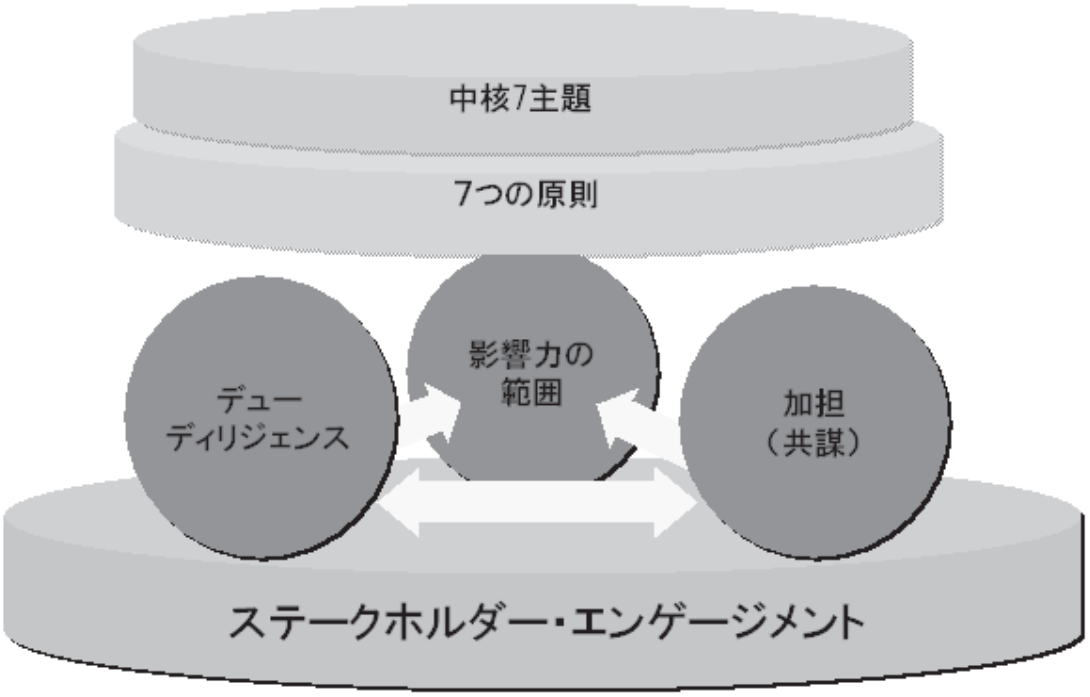

出典：筆者作成

３－５．ルール化とリオ＋20との関係

リオ＋20の成果は小さかったが、小さい結果の中では、サステナブル・デベロップメント・ゴール（持続可能な開発目標：SDGs）を作る、と決めたことは重要であった。今から3年ほどの間に持続可能な社会の必要条件を整理して、目標と指標を策定することが決まったが、各国（70カ国とのこと）から、多様なステークホルダーで構成される代表でワーキンググループを作って議論を進めていく。第一回の会合が3月14-15日に行なわれたとのことである[85]。

SDGsが世界の主要なルールになるかどうかは、恐らく50～100項目ほどになるであろう諸目標が、持続可能性のための本質的なものになるかどうかに掛かっている。かつ、その数値目標が、努力すればなんとか実現できる高い志を持ったレベルに設定されるかどうかに掛かっているであろう。

国連の目標としては、すでにミレニアム開発目標（MDGs）がある。極度の貧困を解決することを中心とした目標であるために、企業にとっては縁遠いものであるが、そこに設定された目標は、例えば、「2015年までに5歳未満児の死亡率を1990年の水準の3分の1に削減する」といったように、具体的で、人類が目標とするに足るものである。

以下数行、本章の筆者の夢を語らせていただくなら、多様なステークホルダーの参加によって、社会・環境・経済の全側面について、上の乳幼児の死亡率低減の目標のような具体的な目標群が練り上げられれば、と願う。SDGsには、エネルギー、運輸、観光など、企業のビジネスに直結する目標が数多く盛り込まれるであろう。合意後は、各国政府がこれを法規や誘導減税策に反映させ、企業にとって、SDGsが共通のルール（競争基盤）となる、ことが夢である。

４．今後数年に企業が取り組むべきこと　サプライチェーン・マネジメント

本章で述べてきたのは、以下の通りであった。

①持続可能な社会作りは、人類が、自分たちには意識的な自己抑制ができるであろう、という想念が前提になっていること

②社会作りのルールはマルチステークホルダーで作る、ということが社会のルールになっていること

③企業活動において、ステークホルダーとの対話が抜き差しならない必要条件になっていること

これらを踏まえて、特に今後、「多国展開しようとしている企業の喫緊の課題はサプライチェーン・マネジメントである」ということを述べて本章を終えたい。

社会には、貧困、環境破壊などさまざまな課題があり、これらの問題のおおかたは途上国、資源国において激しい。一方、日本企業は日本内においても、失業や格差の問題など、多くの課題を抱えているが、相対化すれば、途上国の問題のほうが日本の問題よりも深刻の度合いが強い。日本の工場よりも例えばバングラデシュの工場のほうが、問題が多いと言えるであろう。

ISO26000他は、企業にデュー・ディリジェンスを求めており、自社の影響力の範囲で、問題があるのはどこかを問うている。と考えれば、多くの日本企業におけるCSRの本丸は「サプライヤーにおける課題は無いかどうかを調べ、労働や環境などで、もし問題があれば、注意し、善処のための支援をする」ことではないか。

---

[85] SDGsの検討を進めるためのオープンな作業部会（OWG）
http://sustainabledevelopment.un.org/index.php?menu=1549

これが本丸であるとして、途上国の仕入先の調査をし、問題が見つかったら指導することなどを始めたら、どのようなことが起きるであろうか。手をつけたら課題が次から次へと起き、泥沼に脚を突っ込む事態となるのではないか。また、サプライヤーの労働条件外薗を良くしたら仕入れ値が上がり、自社の競争力は落ちるであろう。さらに、その努力を顧客は評価してくれるであろうか。

と考えれば、CSRサプライチェーン・マネジメントは、持続可能な社会を作ることに大きな効果があるかもしれないが、自社の利益を下げるものである。個々の企業が自分の意志と裁量だけでこれを押し進めていくことは簡単ではない。

これらのことを総合して考えると、サプライチェーン・マネジメントを進めるためには、ステークホルダー(外部者)からの要請(圧力)がなければならない。併せて、ステークホルダーには、企業がこれを行なうことがいかに大変かを分かる理解力が必要である。

これと併行して、サプライチェーン・マネジメントを、事業を行うための前提条件として、各企業が同じ条件で競争できるよう、国際的なルールを作ることが必要である。(米国における紛争鉱物に関する法規制はその嚆矢であろう)

その上で、一番重要な事は、大多数の消費者が、こういう努力をしている企業を評価し、その商品を買うようになることである。

私たちは、欲望に従った生活を止めて、理性で生きていく生活を、さて、できるであろうか。

論考３：「グリーン経済」と「持続可能な社会」の将来展望
～問われる現代社会の諸課題とリオ＋２０後の世界と日本～

國學院大学教授　古沢広祐

１．はじめに：日本と現代世界を問い直す視点

日本そして世界をめぐる時代状況は、まさしく転換期にあると思われる。とりわけ日本社会は世界に先駆けて大きな転機にさしかかっているかにみえる。それを象徴した出来事は2011年3月11日の東日本大震災と原発事故の深刻な事態であった。それは、従来の発展の在り方を根本的に問い直す出来事であった。自然の制約から解放され、無限の成長を夢見ていっそうの豊かさを実現していく近代的世界観が、大きく揺すぶられたのである。まさに、成長と発展に彩られた楽観的認識を基盤とする現代文明の考え方に対する激震といってもよい出来事だったといってよかろう。

日本は、西欧社会が数世紀かけて成し遂げた文明的発展を、明治以降で百年あまり、戦後でも半世紀ほどで成し遂げた輝かしい側面と、その反面で、核兵器（原水爆）の悲劇、深刻な公害問題、そして今回の福島原発の事故という近代システムの矛盾ないし暗部を抱え込んできた国である。日本という存在は、近現代をまさしく鮮烈な光と影を内在して走りぬけてきた現代世界の「縮図」のような国であり、まさに社会的な実験台としてとらえるべき姿と観ることができる。そして2005年をピークに、この成長社会は人口減少の局面を迎え、超高齢社会に突入しつつある。

最近の経済状況をみても、1980年代後半のバブル経済後に続いた停滞する経済状況を脱しきれないでいるが、これも2008年の世界金融危機を契機に昨今の欧米社会が陥った停滞局面をまさに先取りしていたかのようにみえる。

他方、「ミナマタ」など公害先進国の名前を世界にとどろかせる一方で、気候変動枠組条約における「京都議定書」（1997年）や、生物多様性条約における「名古屋議定書」「愛知ターゲット」（2010年）というような地球環境問題へ具体的な対応を定めた取り組みに、日本の固有名詞を冠する動きをみせてきた。日本が世界へ貢献する基本方針としては、今後の世界の枠組み作りへ貢献するための指針である「21世紀環境立国戦略」が、2007年に閣議決定されている。

世界に目を転じると、2012年は国連が定めた国際協同組合年であるとともに、1992年にブラジルのリオデジャネイロ（以下、リオと省略）で開催された地球サミット（国連環境開発会議）から20年目にあたり、同年6月、国連持続可能な開発会議（通称リオ＋20）がリオで開催された。さまざまな意味で、混迷を深める現代社会にとって、リオ＋20会合は、きわめて意義深い会議となるはずであったが、国際社会の注目度は大きくはなかった。この会合のテーマは2つの柱で構成され、一方は社会経済システムの変革を視野に入れた持続可能な発展と貧困解消につながるグリーン経済の推進、他方は国連組織改革を含む国際的な制度枠組みの検討であった。背景には、リオ・サミット以降、国際環境条約や制度形成がそれぞれ分野ごとに機能し始める中でそれぞれの各分野で専門化する傾向が強まっており、連携が十分に進んでいない状況がある。リオ＋20では統合的な場づくりが目指されたのだった。

リオ＋20の合意文書では、92年地球サミット以来積み上げてきた様々な成果を確認し留意する記述が大半を占め、当初の期待からみると大きな前進や現状を打破する野心的な道筋は見出し難い内容にとどまったといってよかろう。各国の利害がぶつかる世界の厳しい現実への具体的対応に関しては、ほぼ棚上げ状態となり、例えば軍事・平和問題や原子力利用のリスク問題などは表面に浮上することはなかった。その点だけ見てもリオ＋20への不満は残り、20年前に盛り上がった「リオの希望」の灯火は消えかかっている状況といってよいかもしれない。しかしながら、南北

対立などの利害衝突で会議が決裂するといった最悪の事態は何とか乗り越えられた。その点では、人類は未来への希望をつなぎとめたといってもよいだろう。

グリーン経済に関しては、先進国からの押しつけとして反発を招きがちであったのに対し、「持続可能な開発・発展目標」(SDGs) に関しては取り組む方向性が提示された点は評価したい。しかも、このSDGsを当初から提起しリードした国は、ブラジル・中国・インドといった新興国ではなくコロンビアとグアテマラ等の中小国であった。「ミレニアム開発目標 (MDGs)」が、どちらかというと貧困削減など途上国の開発・発展を促す開発志向的な性格を帯びたものであるのに対し、経済面のみならず環境面や社会面の座標軸を含み込むより包括的な土俵が提示された意義は大きい。当初は、MDGsがSDGsに吸収され弱められてしまうといった反応が出ていたが、先進国サイドではなくコロンビアなどの周辺的な途上国サイドからのリードで進んだことは注目に値する。発展著しい新興国ではなく、中小の途上国が従来型の発展・開発ではない方向性に目を向けている点として、これは重要な動きだと思われる。

20年前の地球サミットや10年前のヨハネスブルグ環境・開発サミットでは、カナダや欧州などのリーダーシップが目立ったのだが、リオ＋20では世界の中心軸が明らかに移行しつつある現実が出現した。かつての発展の矛盾をそのまま後追いするのではない道すじ、新しいビジョン形成に向けて従来の南北対立を超える希望の火を見いだすべく、時代は少しずつだが進展しつつあるかにみえる。

以下では、中長期的な視野、世界史的な視点ないしは文明パラダイム的視点から、経済のグリーン化の道すじや持続可能な社会形成に関する将来展望について考察することにしたい。すなわち、20世紀に象徴される枯渇性資源 (化石燃料など) を無尽蔵の如く大量消費して成り立った無限成長型の経済発展パラダイムが、大きな調整局面を迎えるに至り、持続可能パラダイムへの転換を迫られる時代状況をどのように認識し、将来の世界をどう展望するのかということへの考察である[86]。

２．世界動向を多角的にとらえる～４つのシナリオを手がかりに

２－１．４つのシナリオ類型から

まず全体的展望をとらえる視点からみていこう。最初の小野田報告を読まれてのとおり、各国はそれぞれの利害関係に基づいて現実的な視点から交渉をリードしようとしているかにみえる。他方で、市民セクター (NGOグループ等) の中には、より根源的 (ラディカル) に問題の本質を見すえた展望や戦略を提起しているものもある。さまざまな立場についての類型化としては、T.オリョーダンの4つの類型、技術楽観主義、調和型開発主義、エコロジー地域主義、自然中心主義の整理が参考になる。それら類型について、グリーン経済に深く関連する立場として「環境と経済の両立可能性」(調和型開発主義) に注目してみていくことにしたい。4つの立場を、私なりの解釈を多少加えて以下に示す。

---

[86] 拙稿「リオ＋20への失望とかすかな希望」、世界 (8月号)、岩波書店、2012年。グリーンエコノミーフォーラム発行『リオ+20(国連持続可能な開発会議)に向けた現状と課題』2012年。拙稿「多様性が織りなすグローバルとローカルの世界動向」『共存学：文化・社会の多様性』弘文堂、2012年。

（A）技術楽観主義

人間の能力と技術進歩は無限とし、自由主義経済を信奉し、環境問題も市場メカニズムに委ねて解決しうるとする。成長こそが善であり、経済的成長が達成されることで技術の発展や汚染の克服も可能になるといった一種の功利主義的な考え方で、「先ずは開発を、しかる後に保全を」といった主張がよくなされる。（現状維持的な保守派や国際的には米国で強く根付いている立場であり、オプティミストと総称される立場の考え方）

（B）環境調和型開発主義

適切な環境管理の下に開発と環境保全の両立を実現しようとする。社会的諸制度や環境アセスメントなどのメカニズムを組み入れていくことで、保全と開発との調整が可能であると考える。合理主義的な考え方を基礎に公平性も視野に入れてバランスをとる構造改革的アプローチといってもよいだろう。（リベラル派や革新勢力とくに国際的には欧州諸国に多く見受けられる考え方）

（C）エコロジー地域社会主義

現体制の基礎となっている中央集権、巨大開発、大規模技術などを排して、適正技術とローカル資源に基づく環境を破壊しない小規模開発や分散型社会への移行をめざす。「スモール・イズ・ビューティフル」を基本に、地域社会に主導権を移し、地域における共同や協力と民主的な政治参加によって、生態系との調和をはかりながら自立的な個人と社会が実現できるとする。（環境重視、一般的にエコロジストと呼ばれる人々の考え方）

（D）ガイア・自然中心主義

自然の超越した法則性や人為を超えた力の存在を重要視する。人間の生活をできるだけ自然に即したものに組み変えていく方向を考えていく。自然生態系の保全や永続可能性の原則を絶対視して、これをあらゆる人間活動の軌範とすることをめざそうとする。（ラディカルな環境主義者、ディープ・エコロジストなどと呼ばれる人々の考え方）

私たちの周辺を見渡すと、将来ビジョンに関してはこのような類型にだいたい収まるのではなかろうか。（A）はまだまだ大きな力を持っているが、問題の深刻さが明らかになり危機が進行するにつれ、勢力的には弱まる可能性がみうけられる。（D）はここ当分は少数派にとどまると思われる。おそらく（B）と（C）との綱引きという事態が今後予想されるが、それはすでに1970年代から環境問題の深刻化において、（A）+（B）に対しての（C）の攻めぎあいとして続いてきた状況の延長としてとらえることができる。今までのところは、結局のところ石油ショックや低成長経済下のなかで技術開発と経済発展が優先されて、全体的には地域エコロジー主義は十分な力を発揮しないままにきたというのが実態だったと思われる。

現在も似たような状況が起きつつあり、経済成長へ向けて景気をいかに盛り返すかが日本を含め国際的にも最優先課題になってきている。景気低迷や雇用悪化に関しては、少なくとも2～3％の経済成長を実現しないと失業問題が顕在化し雇用不安が起きるという定説（オークンの法則）が語られて、それはまさしく常套句として大きな効果を発揮し経済政策をリードしてきたのだった。近年、ピークオイルの危機（石油枯渇）に対しては、シェールガスやシェールオイルの開発が進みつつあり、一種のシェールバブル的な様相さえ示しつつあるかにみえる。昨今の時代状況をみるかぎりでは、不況等による社会不安や政治的混乱が複合的に重なりながら、気候変動交渉などにおいて強力な環境保全政策を十分にとることができずに、今後より深刻な事態を再来させる可能性を高める事態が危惧される。

２－２．技術楽観（市場経済）主義の見直し

技術楽観主義は、大きな流れとしては科学革命を経て18世紀の産業革命以降の近代化の歴史の中で強力な推進力をはたしてきた考え方である。それは懐疑論や悲観論的な考え方と時々に綱ひきを演じながら、現代の科学技術文明を築き上げる力となってきた。そして今日の世界では、いわば発展や開発のパラダイムの根底を支えている強固なイデオロギーの役割をはたしてきた。近年の流れをみると、それは市場経済万能主義と強く結び付いて、例えばかつての70年代の石油危機以降の経済の停滞局面を打開する一大勢力として台頭した。その後、80年代には規制緩和とマネタリズムを掲げた勢力、競争の賛美をもって登場したサッチャーやレーガンに代表される政治的な楽観主義（市場原理主義）に結びついて、悲観から楽観への流れとして展開してきたかにみえる。

こうした政治的な楽観主義に対し、より純粋に技術革新（イノベーション）への期待に強く傾斜した楽観主義もある。このような技術革新への期待は、日本の、なかでも経済産業省や財界の間ではとりわけ強いように思われる。日本の状況に目を向けると、そこには“技術立国”日本に対する特別の自負が働いている様子が陰に陽にみてとれる。つまり、公害先進国の日本が70年代以降に汚染への規制強化や省エネの促進を積極的に取り組み、なおかつ高い経済成長率を達成してきたという日本政府の（自民党政権、民主党政権を問わず）自己アピール的意識が働いている面があったのではなかろうか。

実際、単位エネルギー消費当りのGNP産出比の国別比較では（単純な比較で問題はあるが）、日本は米国やロシア、中国などを大きく凌駕してきた。自動車の排気ガス規制や燃費率は世界最高水準を達成し、また製鉄業をみても高効率で鉄を作ることができるようになった。世界をリードする個別の技術としては、高度な脱硫装置、ヒートポンプ（温度差利用技術）やコジェネレーション（熱電併給）などの省エネ技術、石炭を無公害なものにする石炭ボイラーの開発などがあり、途上国への技術移転、技術援助の期待は大きい。

こうした個別の革新技術による問題の解決（技術によるブレイクスルー）は、一つ一つを取り出すかぎりきわめて効果的であるかにみえる。だが全体として見た場合、経済の拡大を続けるかぎり資源・エネルギー消費の絶対量は伸びているのが現実である。自動車文明に象徴される「便利さのいたちごっこ」（車が増加して道路の整備・拡充が進むと、再び車の増大を招いていく悪循環）をみるように、環境にやさしい車の開発といってみても、「大量浪費社会」の矛盾の拡大としてトータルには環境負荷を増大させていることも確かなのである。

また公害の輸出（移転）といった問題も無視できない。この問題は業種によって差があり一概にはいえないが、例えばメッキや精錬工場、蓄電池からの鉛・カドミニウムの回収、重金属や有害廃棄物を扱う工場などは、きびしい環境規制でコストに大きな差が生じやすく対応に迫られやすい分野である。エネルギーや資源の節約ということでは、重量の軽量化やリサイクルの促進に伴いアルミニウム等の利用が大きく伸びているが、大量の電力消費を伴うアルミの精錬工程は、原料のボーキサイトを産出する途上国に移転されてきた。その結果として、途上国において、電力需要をまかなうためのダム開発と自然破壊、火力発電所や精錬所による公害問題などを招きやすかったと思われる。先進国の「省エネ」「ク（グ）リーン」の達成と、途上国の「増エネ」「公害・破壊」の進行が裏腹の関係になっていることが多々ある点に注意することは重要である。

かつての70年代の公害問題の深刻化の際にも議論となった、「技術の発展は無限であり心配はいらない」といった楽観論は、いまだ根強くあるものの、公害問題の際にきびしく追及されたとおり、手放しの楽観論は修正を余儀なくされつつあるのではなかろうか。どのような修正ないし改良が考えられるかといえば、前述の環境調和型開発主義の考え方への移行だと思われる。

２－３．調和型開発主義につながるグリーン経済

近年、大きな影響力をもち始めてきたのは環境調和型開発主義である。前述の技術・市場経済楽観主義と一部に重なる面もあるが、環境を基本的に重視する立場をとりながら経済の成長を維持し舵取りしていく点に特徴がある。しかし市場経済をどうコントロールするか、開発や発展のあり方を問い直す立場や考え方によって大きな幅をもっており、部分的にはエコロジー地域社会主義とも重なり合っている。

技術楽観主義と環境調和型開発主義との攻めぎあいは、例えばわが国では経済産業省と環境省の立場の差異などにも現れていると思われる。具体的には、排出量取引制度の導入の遅れや環境税の導入（温暖化対策税が2012年にようやく成立）、製造物責任法の導入がなかなか進まなかった経緯などにおいて立場の違いが読み取れる。業界保護という側面もかさなっており、その点での典型例としてはタバコの広告規制をみるとおり日本では生産者ないし業界保護の側面が強く働いてきた。

他方、かつて70年代のシューマッハの著作「スモール・イズ・ビューティフル」に代表されるエコロジー地域社会主義のビジョンは、理想や理念としての共感はある程度えられても、現実の社会で受け入れられるまでには至らなかった。つまり、経済的豊かさを断念もしくは低下させることへの一般大衆の不安ないし不満という現実的ないし実利的な壁が大きく立ちはだかっていたのである。それは70年代の石油ショック以降の低成長経済における所得の低迷や失業拡大への不満や（欧米でも同様）、あるいは南の途上国の経済発展への強い願望においても、今なお続いている傾向だと思われる。

昨今のわが国をみても、90年代以降の景気の長期停滞局面を受けて不況に対する経済成長を望む経済界の要望などはそうした意識の現れといえよう。それは労働界をも巻き込んで根強い政治的影響力を形づくってきた。とはいうものの、将来的予想としては紆余曲折をへつつも、今後は（C）を考慮しながら基本的には（B）の改良型の立場が主流となっていく動きをみせていくのではなかろうか。つまり、リオ＋20でのグリーン経済の提起などをみるごとく、国内、国際的に今後、マクロ・ミクロ経済のさまざまなレベルで経済重視とバランスをとりながら環境規制的措置が取り組まれていくことになると思われる[87]。

実際には環境重視か経済重視か、かなり苦しい攻めぎあいもあって、対策が後手に回る恐れも心配されるが、環境（CO2）税などといった租税システムや課徴金制度、各種優遇制度や補助金制度、排出量（権）取引制度、直接規制、等などの施策が次第に普及していくプロセスをとる可能性が大きいと思われる。そこでの基本的立場は、「環境規制は経済成長をたんに制約するということではなく、経済や産業構造の質を転換させることで経済成長は確保される」という主張によって経済界を説得していくことになる。つまり、環境に投資することで有効需要を創り出し、経済を活性化させていくシナリオであり、まさにリオ＋20の「グリーン経済」への期待という流れにつながっているのである。

---

[87] オリョーダン：原著の邦訳はないが，加藤久和（1990）「持続可能な開発論の系譜」『地球環境と経済』（講座・地球環境３）中央法規などが参考になる。O’Riordan, T.（1981），Environmentalism. London, Pion Books.　拙著『地球文明ビジョン』日本放送出版協会、1995年においても紹介。

３．将来世界の展望について（シナリオ分析、パラダイム分析から）

３－１．気候変動と生物多様性からのシナリオ分析

今後の動向を考えるにあたり、環境からの制約・規制要因としては大きくは気候変動問題と生物多様性問題があり、それぞれに国際環境条約の枠組みが成立してきた。社会シナリオないし社会ビジョンの方向性に関しては、具体的には気候変動枠組み条約におけるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書（第1次から第4次レポート）でも示されており、環境省による図解紹介（排出シナリオの概念図）でわかりやすく示されている。この概念図では、座標軸として、「グローバル化」と「ローカル化」が横軸（左右）に示され、「経済発展」と「環境調和」が縦軸（上下）に設定されている。そして各次元において、「高成長型社会」、「多元化社会」、「地域共存型社会」、「持続的発展型社会」という社会イメージが想定されている（図４）。

詳細は報告書を参照していただくとして、それぞれの社会ビジョンの想定において、だいたいどのような世界状況が出現するかが示されている。気候変動枠組み条約は、いわば排出削減という規制によって環境負荷の軽減を目指すものだが、コスト高になる場合も多くあり経済効率と環境規制が対立的な関係になる側面が出やすい。経済優先か環境優先かというような、前述した矛盾関係が出現しやすく、高成長型社会と持続的発展型社会とでの気温上昇の差として、シナリオ分析でもそうした事態がある程度色濃く反映されているようにみえる（図５）。

他方、同様の社会ビジョンの想定としては、生物多様性条約の第10回締約国会議（COP10：名古屋）に向けて出された「日本の里山・里海評価」レポートにおいて、わかりやすい概念図解が示されている。座標軸としては、前述のシナリオ分析と類似しているが、縦軸（上下）にグローバル化とローカル化が配置され、横軸（左右）に技術・自然改変と適応・自然共生が配置されている。その内容をみると、経済発展と環境規制という単純な対抗関係というよりは社会ないし世界の組み立て方におけるビジョンの差異として、より具体的に描かれているように見てとれる。その点でグリーン経済の社会展望としては、気候変動問題への対応シナリオ（図４）よりも内容的にイメージがより深められやすいと思われる（図６）。

図４：排出シナリオの概念図

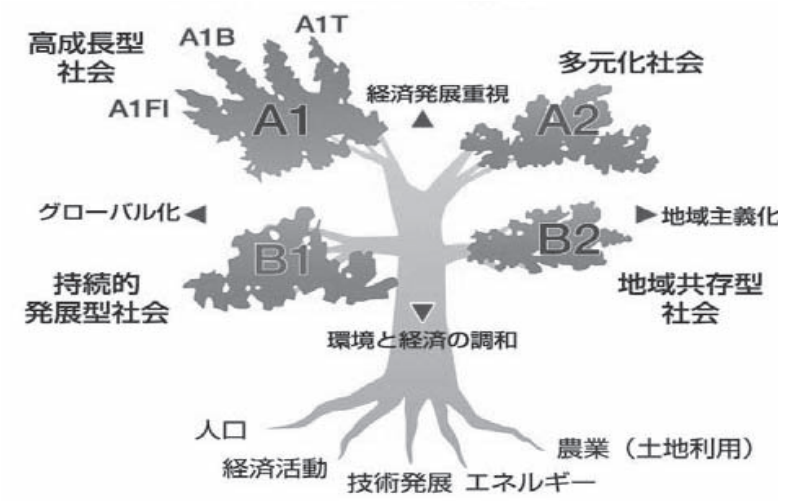

出典：IPCC第4次評価報告書第3作業部会報告書：概要公式版
http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/wg3_gaiyo.pdf

図５：シナリオごとの海面・気温上昇

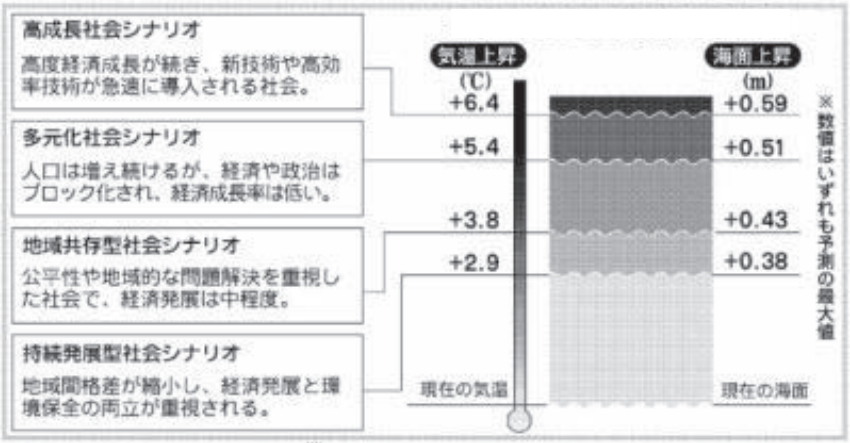

出典：楽天BLOG「クローズアップ2007：地球温暖化分析・IPCC報告書　地球、危険水域に」2007年02月02日
http://plaza.rakuten.co.jp/ukiyo2005/diary/200702020004/

図６：「日本の里山・里海評価」レポートで示されたシナリオ

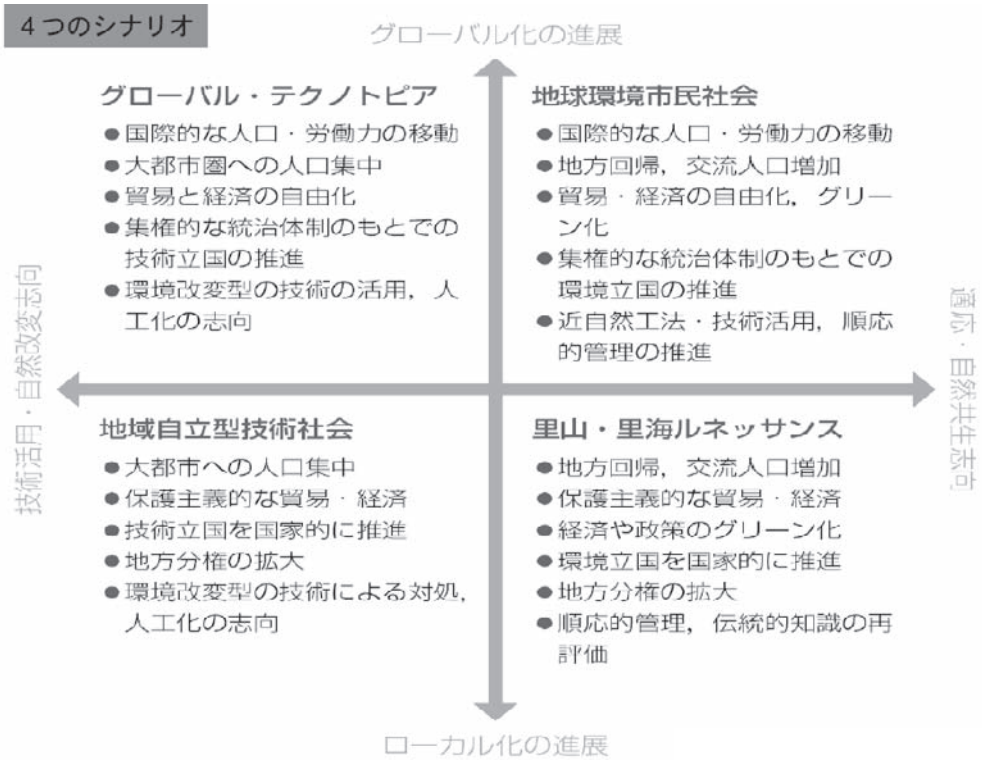

出典：「日本の里山・里海評価」2010
http://isp.unu.edu/jp/publications/.../16853108_JSSA_SDM_Japanese.pdf

このシナリオについての図解だけでなく、具体的な内容の一部を抜粋して紹介しておこう。

●「日本の里山・里海評価」レポートで示された４つのシナリオの内容

（グローバル・テクノトピア）

貿易と経済の自由化の進展と同時に、国際的な人口・労働力の移動が活発化する。中央集権的政府により技術立国が標榜され、国際協調を促進する政策が展開される。しかし、教育、社会保障、環境への社会・政治的な関心は低下する。食料生産、公共事業、生態系管理において、生態系サービスを効率的に利用するための技術開発が志向される。

（地球環境市民社会）

このシナリオでは、人口や労働力の国際的な移動がさかんになり、貿易の自由化とグリーン経済の発展に焦点があてられる。中央集権的な統治体制のもと、教育、社会保障、環境に対する投資や政治的関心が高まる。農林水産業、公共事業、生態系管理の分野では、食料生産や里山・里海の管理において、低投入型の環境保全型農業、自然再生技術、多様な関係者の参加による順応的管理など、環境に配慮した技術の利用が志向される。

（地域自立型技術社会）

このシナリオでは、全国的な人口減少が進む中、地方から都市への人口移動が進む。貿易と経済では、食料や物資の自給率を高めるため、特にそうした観点から重視すべき産業について、保護貿易が適用される。伝統的知識よりも、科学技術に高い信頼がおかれる社会となる。地方への権限委譲が進むが、地域コミュニティの人間関係は希薄化する。農林水産業や公共事業、生態系管理においては、食料や水などの生態系サービスの効率的利用を促進する技術開発が志向される。

（里山・里海ルネッサンス）

この4 つ目のシナリオでは、これまでの大都市化への人口集中が見直され、地方への人口回帰が進むと同時に、地方への権限委譲と全国的な人口減少が進展する。貿易や経済では保護主義の志向が強く、特に食料や物資の自給率を高めるうえで重要な産業についてその傾向が強い一方、グリーン経済の考え方も受け入れられる。また、農林水産業や公共事業、生態系管理においては、低投入型の環境保全型経営、自然再生技術、多様な関係者の参加による順応的管理といった、環境配慮型の食料生産や生態系管理のための技術開発が志向される。

出典：「里山・里海の生態系と人間の福利」日本の里山・里海評価2010概要版より引用[88]

実際には、引用したこのレポートに明記されているとおり、各シナリオが個別に展開するというよりは複合的かつ重層的な動きとして進行していくものと考えられる。しかしながら、社会形成の方向性を促すベクトル（突き動かす力）によって、その内容は大きく異なっていくことも確かである。

現在、私たちはいろんな意味で過渡期に位置しており、不安定な時代状況のなかで非常に難しい舵取を迫られている。経済問題、政治問題はもとより環境問題だけを取り上げても、国際レベ

[88] 国際連合大学高等研究所日本の里山里海評価委員会『里山・里海: 自然の恵みと人々の暮らし』朝倉書店、2012年。概要版「里山・里海の生態系と人間の福利」日本の里山・里海評価2010、ネット公開。

ルでも国内レベルでも大小さまざまな綱引きが演じられており、どちらにどう転んで行くのか、多くの不透明さ、不安定さを抱えている。前述の4つの立場が現実にどういった形で展開され、進行して行くか、あらかじめ見定めるのは困難かもしれない。しかし、前人未踏の大海原を航海している宇宙船地球号にたとえるならば、将来シナリオを想定して社会の向かうべき方向性（ビジョン）を定めていくことは重要だと思われる。

これまでは、シナリオ分析としてそれぞれの方向性を並列的に並べて論じてきたが、より長期的に将来世界を見据えた視点に立つならば、未来の方向性についての視点をより明確化することが必要だと思われる。この点、詳しくは別に論じなければならないが、根本的な社会・経済システムの変革ないしはパラダイムの転換の視点を組み込まないと、将来的には問題解決に行き着かない恐れがある。現行の経済システムの順次的な改良だけでは、どうしても問題の先送り的状況となりがちとなる懸念が心配されるからである。その点では、これまでの産業社会がはらんできた根本的矛盾や限界を突破する視点（見定め）がきわめて重要だと思われる。

３－２．パラダイム転換・抗争の視点

以上の状況分析をふまえ、全体的動向を見ていくための視点に関しては、パラダイム転換の立場からの問題提起が重要であることから、それについても付け加えることにしたい。世界の枠組みを大きく把握するのにパラダイム（世界認識の根底にある枠組み）という概念がある（科学史家のT.クーン提唱）。英国のティム・ラング等は20世紀の食料生産を特徴づけてきた生産主義パラダイムからの転換が起きつつあるととらえ、その転換をライフサイエンス・パラダイムとエコロジー・パラダイムの対抗・対立（フード・ウォーズの時代状況）として描いており、現代社会の動向を定める意味で興味深い（図７）[89]。

図７：フード・ウォーズの時代推移

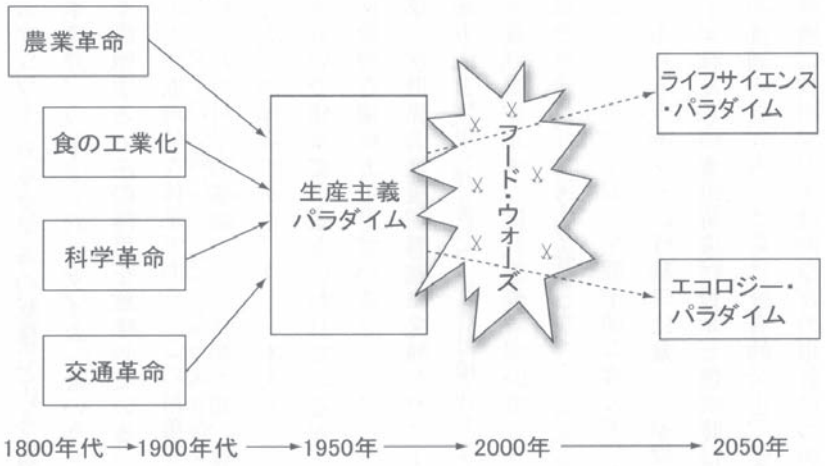

（注）フード・ウォーズの主戦場は以下のとおりである。①食事、健康、病気予防、②環境破壊、③消費者の獲得、④食料供給のコントロール、⑤フード・ビジネスの種類、⑥対立する思想・見解。

出典：『フード・ウォーズ』p.30

[89] ティム・ラング／マイケル・ヒースマン著、古沢広祐・佐久間智子訳『フード・ウォーズ』（邦訳）コモンズ、2009年

ごく簡略かつ簡潔にその見方をみてみよう。

品種改良・機械化・化学化（農薬・化学肥料依存）や食品加工の高度化、大量生産・大量輸送技術の進歩と貿易拡大によるグローバリゼーションの進展がもたらした繁栄（生産主義の成果）の影で、先進国・途上国それぞれに危機的状況が進行しつつある。世界人口の１割を越える飢餓人口の一方で、ほぼ同数の過剰な飽食と肥満疾患の増加が深刻化する事態が進み、生産主義を支えるシステム自体が資源制約や環境破壊などによって持続不可能となってきた。

その結果、新たな対応として、2つの流れが顕在化しているという。産業化を進めるなかで最新生命科学の手法を駆使して解決の道筋を見出していくか（ライフサイエンス主義）、産業化へ偏重することなく健康と環境との繋がりを自覚する個々人のライフスタイル的視点を尊重して社会関係や自然重視のもとでより自立的に再編していくか（エコロジー主義）、私たちは重大な岐路に立つととらえる。2つのパラダイムの抗争が、人々の心理（精神世界）や市場（マーケット）、消費文化、さらには産業社会の成り方や国際政治の枠組みまで、世界大でせめぎ合う戦争状態がくり広げられているとする分析は、主に欧米の動向を土台としてはいるのだが、大状況を的確に指摘していると思われる。具体的な社会状況の特徴については、（表６）において簡潔にまとめられているので参照願いたい。

これは、食料生産・農業の分野におけるパラダイムの考察であるが、世界動向についてより普遍的視点を示唆しているのではなかろうか。こうしたパラダイム抗争の視点は、最後にふれる食・農・環境をめぐるスロー・フード運動などにも色濃く現れており、将来を見定める上で、大いに参考になると思われる。

表６：３つのパラダイムの特徴

	生産主義パラダイム	ライフサイエンス・パラダイム	エコロジー・パラダイム
要因	生産の増大、集約的・短期的獲得	食料供給の科学的統合、厳しい管理	環境・多様性重視：省エネ、省資源、投入リスクの削減
セクター	商品市場、高投入農業、大市場への大量加工	ライフサイエンスへの資本集約、フード・チェーンでの小売業の優勢、規模の経済と集約農業依存	全体的統合、土地・水・生物多様性の総合的監理と長期的な収量安定・最大化
産業	画一的生産、質より量	農業・加工部門のバイオテクノロジー技術の産業化、化学・生物学的利用	有機食品への移行、生産規模や質に関する配慮、発酵などバイオ技術の選択利用
科学	化学、薬学	遺伝学、生物学、工学、栄養学、実験室から農場・工場まで自然を装いつつ産業重視	生物学、生態学、学際分野、化学からアグロエコロジー的手法へ転換
政策	おもに農業省、補助金依存	トップダウン、専門家、産業・政治・市民を商業・財務省が背後で調整	省庁の連携、制度の協調と分権化とチームワーク
消費者	安さ、外見、画一、女性への便利さ、安全の装い	機能食品など優良品生産、食品の性格・特徴による多様な選択	消費者から市民へ、土地から消費までの連鎖に関心、透明性の重視
市場	国内市場、消費者選択、ブランド化へ	グローバル化、巨大企業、ライフサイエンスが主要ビジネスを主導	地場・地域市場、生命地域主義、専門家に依存しない農業、規模は徐々に大きく
環境	安い投入・輸送エネルギー、無限の資源、モノカルチャー、ごみや汚染の外部化	生物的な投入の集約的利用、環境の健全性と両立しにくい	有限な資源、モノカルチャーと化石燃料からの脱却、環境・自然保全の産業・社会政策
政治	歴史的に政治依存、衰退傾向、補助金論争に反映	急速に展開中、富者と貧者の対立	政治支援は弱いが各国に底流、散発的運動の展開
知識	農業経済、エコノミスト	トップダウン、専門家主導、ハイテク・実験室を基盤、新規なものを重視（未確認含）	物的投入より知識集約的、フード・チェーン全体、知の力重視
健康	関心はわずか、十分な食料供給が重要	個人ベースで技術的に健康が実現可能、有用形質作物の追求	未確認だが健康的状態を想定、食の多様化の推進

（注）原著の表 1-1～表 1-3 をまとめて作成した。

出典：『フード・ウォーズ』p.43

４．グリーン経済・持続可能な社会を展望する視点

４－１．自然資本を基盤とする産業と社会の再編成

全体状況について、シナリオ分析やパラダイム転換の視点からみてきたわけだが、以下では、さらに持続可能な社会の実現（グリーン経済の本来的在り方）という方向性より明確に論じながら、将来展望に関する私見を具体的に示していくことにしたい。すでにグリーンエコノミーフォーラム作成のレポート『リオ＋20（国連持続可能な開発会議）に向けた現状と課題』の内容と一部かぶる点があるが、根幹部分なので記述することにする。

今日的状況を単純化して表現するならば、以下のようにいってよかろう。かつての自然資源の限界性の中で、それなりの循環・持続型社会が存続していたが、非循環的な収奪と自然破壊を加速化する現代文明に置き換えられて今日の世界に至っている。それが、地球規模で再び持続可能性の壁を前にすることとなり、新たな循環・持続型文明の形成を迫られている。1992年の地球サミット（国連環境開発会議）において、人類は2つの国際環境条約（気候変動枠組み条約、生物多様性条約）を成立させたが、これらは現代文明の大転換をリードすべく生み出された双子の条約と位置づけられる。

従来の文明の発展様式は、化石燃料（非再生資源）の大量消費に依拠した文明であった。この“化石燃料文明”（非循環的な使い捨て社会）が、気候変動枠組み条約によって終止符ないし転換を迫られている。他方の生物多様性条約は、人類だけが繁栄するモノカルチャー（単一化）的状況の脆さに警告を発し、生命循環の原点に立ち戻っての“生命文明”の再構築（永続的な再生産に基づく社会）への道筋をリードすべく生まれた条約と位置付けられる。

持続可能な発展の原則に立つならば、使えば無くなる枯渇性資源（過去の遺産的ストック）や生態系に悪影響を与えるものの消費を縮小し、永続的に利用可能な自然資源（再生エネルギーやバイオマスなどの更新的フロー）や生態系循環をベースとしたものへの依存度を高めていく政策誘導が図られるべきだということである。こうした流れを受けて、今日、グリーン経済に代表される軌道修正にむけた動きが活発化し始めているのである。

経済活動と環境の関係をみたとき、経済の急拡大を下支えしてきたのがエネルギーと資源消費であり、その結果として環境問題とりわけ地球温暖化といった地球規模の環境異変を引き起こすまでに至った。20世紀の百年ほどの間に、化石燃料使用量は十数倍、工業生産量は20数倍に膨れ上がり、この傾向が将来的に続くならば、環境問題の深刻化、生物多様性の崩壊（種の絶滅）、資源枯渇など、どの面をとっても深刻な状況に立ち至らざるを得ない。こうした危機的事態を回避して環境面での持続可能性を実現のためには、「持続可能性の３原則」に基づいた産業と社会の再編成を進めていく必要がある。

持続可能性の3原則とは、以下を基本とするものである。

①再生可能資源を再生可能な速度内で利用する。

②枯渇資源利用について、再生可能化ないし極小化に向けて置き換えを計っていく。

③汚染物の放出を浄化範囲内に収める。

これらの3条件が基本的に満たされれば、再生可能な系（システム）として永続性は確保されるということになる[90]。

---

[90] ハーマン・E. デイリー(著)、新田 功・大森 正之・藏本 忍 (翻訳)『持続可能な発展の経済学』みすず書房、2006年。

具体的には、枯渇性資源（石炭・石油など地質学的な悠久の時が産み出したエネルギー集約体）を無規制に使うことは許されるべきでなく、その利用には永続性や公平性に配慮した課税制度や規制措置などを組み込む必要がある。その点では、2012年7月から日本でも導入された自然エネルギーの固定価格買取制度などは、化石エネルギー（地質学的年月をかけたエネルギー集約体を利用するストック消耗型）に対して自然再生エネルギー（エネルギー密度が低い分散的利用としてのフロー活用型）との違いを考慮した価格設定として評価できるものである。これからの人類は、持続可能性を基礎とする社会を築くことが求められており、その意味でも原動力部分であるエネルギー供給の在り方は、当然のことながら自然再生エネルギーを根幹にすえたものに転換していかねばならない。それは、社会経済を支える産業の成り立ち方においても、根本的な組み替えにつながると思われる。

これまでの経済発展の道筋は、大きくは自然密着型の第1次産業（自然資本依存型産業）から第2次産業（人工資本・化石資源依存型産業）、そして第3次産業（商業・各種サービス・金融・情報等）へ移行するなかで拡大・発展をとげてきた。いわゆる「1次産業→2次産業→3次産業」を経済・産業発展パターンとする見方（ペティ・クラークの法則）である。これをピラミッド的に示したものが（図８）だが、こうした人間界での展開に対しては、自然界でのいわゆる生態系ピラミッドの図と対比してみるとその違いが見えやすくなる。図の逆三角形が成り立つ背景には、エネルギー密度の高い化石燃料などのエネルギー集約体の大量消費があってこそ成立していると考えられる。今日、こうした無理を修正していくことこそが求められているのである。

図８：人間・社会経済系の展開

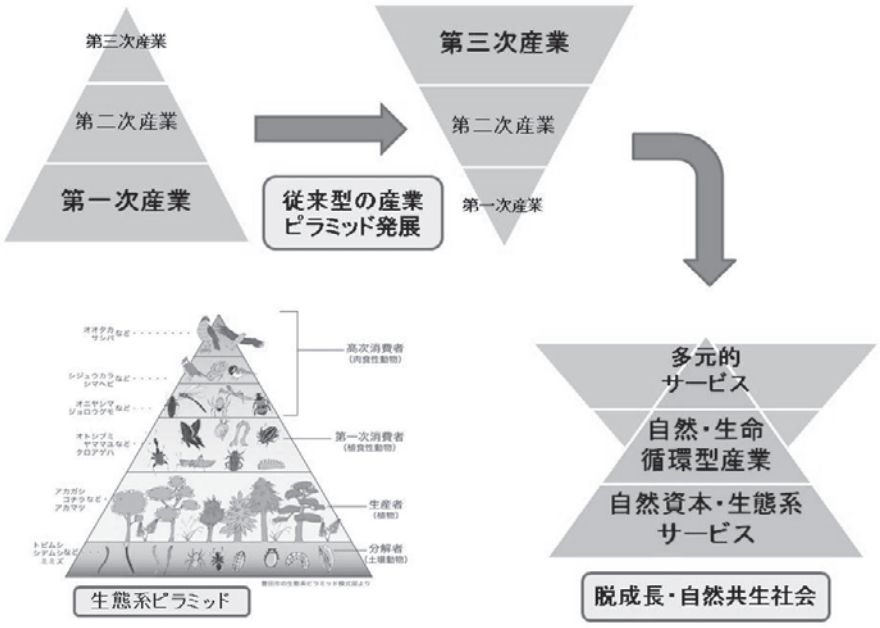

出典：図は古沢作成。「生態系ピラミッド」は「矢作川流域森林物語（豊田市役所森林課）参考資料：生物多様性とは　生物多様性が大切な理由」を使用。

人間の社会経済システムは、これまで自然環境の限界や生態系システムとは切り離された存在として発展してきた。しかし現代の時代状況が示すように、巨大化した人間の生産力は環境の限界を突破し、生態系の相互関係性（循環の網の目）を破壊するまでに至ったのである。現在求められている課題とは、巨大化した生産力を自然生態系と調和するものへと再編成し直すことであり、グリーン経済とは、工業的な人工資本依存よりも自然生態系の保全にもとづく、自然資本（自然の恵み）を土台とする産業育成と社会経済システムを実現するものとして考えることが重要だと思われる。

それを概念的に簡潔に描けば、逆三角形の修正として「脱成長・自然共生社会」のような姿になるだろう。かつて自然の制約下にあった近代以前の社会産業構造（自然依存型の生産力段階）が解き放たれて、地下資源とりわけ化石燃料（過去のエネルギーの長期集約・蓄積物）の利用による大規模工業生産が、産業革命によって実現されてきたのだった。この巨大生産力と分業ネットワークの形成が促した市場経済の発展によって、大量生産・大量消費・大量廃棄の20世紀型産業社会が産み出されたのである。日本の動向にあてはめれば、近代以前の農耕中心社会（就業人口構成の大半が第一次産業に従事）から、近代化と工業化による高度経済成長期（第2次・3次産業の隆盛）を経て、今日のポスト工業化・情報サービス化社会（第1次産業は数%、3割弱が第2次産業、約7割が第3次産業に従事）が形成されてきたのであった。

国の生産力の規模は、経済指標としては国内総生産（GDP）で評価されてきたが、これからの社会では、結果としてのGDPよりも、それを産み出す土台となるエネルギーや資源利用のプロセスと質的違いが問題となる。すなわち持続可能性の3原則に基づくならば、使えば無くなる枯渇性資源（過去の遺産的ストック）や生態系に悪影響を与えるものの消費を縮小し、永続的に利用可能な自然資源（再生エネルギーやバイオマスなどの更新的フローの活用）や、生態系循環をベースとしたものへと依存度を高めていくことが、政策誘導として図られるべきだということになる。

先述した産業構造の展開にあてはめれば、これまでのような逆三角形として示された産業構造を、自然生態系の循環（生態系ピラミッド）に適合させる内容に構造変革することが求められる。それは最近一般化してきた農業の6次産業化とも通じる方向性だが（1次・2次・3次産業を複合化する考え方）、たんなる形式的な6次化ではなく生命循環に基づいた展開を重視したものにしていく必要がある。すなわち、来るべき自然・生命産業の時代においては、第1次産業を改めて経済の土台として位置づけ直して、自然再生エネルギーに基づく自然素材を大切にする有機的生産といった質的意味を評価する仕組みの上に、加工・流通・消費（サービス・情報のグリーン化を含む）の高度化・高次化を図っていくグリーン経済としての展開が求められているということである[91]。

---

[91] 環境エネルギー政策研究所（ISEP）編『自然エネルギー白書2013』七つ森書館2013年、拙稿「グリーンエコノミーは世界を救えるか」。グリーンエコノミーフォーラム発行『リオ+20（国連持続可能な開発会議）に向けた現状と課題』2012年。

４－２．再生可能自然エネルギーをめぐる内外の動き

以上の状況認識をふまえて、現在展開している再生可能エネルギーをめぐる動きについて簡単にみていこう。

化石燃料依存型システムを自然再生エネルギーのシステムへと転換していくことは、いわばストック消費型からフロー活用型に、中央集中型から地域分散型へと大きくシフトすることを意味する。産業革命以前にあったような、自然再生エネルギーを基盤とした社会システムの形成をイメージするとわかりやすい。1次産業が土台をなす社会経済の再構築であり、これまでの大規模集中型のエネルギーシステムから、さまざまな場面で構造転換が促されることになる。エネルギーであれば、石油・石炭火力発電や原子力発電などへの依存から脱却して、水力・風力・太陽光・バイオマスなどの地域のフロー資源を有効活用する方向への転換である。

それについては、昔に逆戻りして大丈夫なのかと不安を抱く方がいるかもしれないが、認識すべき点としては、再生可能エネルギーの賦存量は予想以上に大きいものがあるということである。例えば日本での潜在的な電力供給可能量は、環境省の「平成22年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」によれば現在の年間総発電量の約4倍規模がまかなえるとの予測が出ている。このような転換は、新たな技術開発と普及によって時間的な経過を多少とも要すると思われるが、次にみるように欧州とりわけデンマーク等では、国の政策として既に大きな歩みが始まっている。

但し、従来の大規模集中型の大量生産・大量消費の産業構造や生活形態を改めていくことが同時並行的に進められないと、その転換はきわめて困難であると思われる。例えば、グローバルに展開する長距離大量輸送を前提とした物流システムをよりローカルに近隣の関係性を重視するシステムへと編成し直すことや、巨大都市の超高層ビルなども適正規模化を図る必要が出てくるだろう。人間のみならず水を地上から何百メートルも上の階まで汲み上げるようなエネルギー多消費にならないように、そうした無理を強いる居住・建物構造から低炭素（省エネ）型の分散型の居住様式に変えていくように、設計思想そのものの転換が求められる。農業システムでも、これまで化石資源（化学肥料・農薬・大型機械）依存型の展開によって生産性向上を実現してきたが、そのような農業近代化のパターンを変え、単一栽培（モノカルチャー）型よりも小規模・複合型の有機農業といった多面的な土地利用のシステムを普及していく方向性が求められるのである。

以上の課題をふまえて、現在展開している具体的な事例について最後にみていくことにしよう。海外の参考事例としては、デンマークなど欧州の再生可能エネルギーの取り組み状況について簡単にふれ、国内の参考事例としては、民間の市民セクターの動きやエネルギー・食・農分野での事例等にふれてその潜在的な可能性を提起して締めくくることにしたい。

再生可能エネルギーへの取り組みは、欧州とりわけデンマークやドイツが先導的な動きをみせている。欧州連合（EU）全体としては、2020年に再生可能エネルギーの比率を20％とする目標を掲げている（2009年EU改正指令：2009/28/EC）。それを先導するかのように、デンマーク政府は2050年には再生可能エネルギー100％を実現するための戦略プランを公表している（2011年12月、Energy Strategy 2050）。具体的には、2020年までに電力の半分を風力でまかなうとともに温室効果ガスを35％削減（1990年比）する、2035年時点で電力と熱供給の大半を再生可能エネルギーでまかない、最終的に2050年には全てのエネルギー（産業、交通を含む）を再生可能なものに置き換えるカーボンフリーの国になるというビジョンである。

デンマークのエネルギー総消費量に占める再生可能エネルギーの割合は、1980年にわずか3％であったものが、2005年には14.7％、2010年に20.2％へと増えており、この戦略プランの見通しの実現性は高いと思われる。短期的にみると化石燃料（石油・石炭・シェールガス等）への依存は、まだまだ経済的に低コストが続くのではないかと考えられているが、既述した持続可能性の3原則を踏まえれば、デンマークの野心的なビジョンがいかに時代を先取りしたものであるかがわかる。国の政策、そして国民の意識がこうした未来選択をもたらしている点は、実に興味深いことである[92]。

さらに注目したい点として、デンマークの再生可能エネルギー（風力発電）が、地域管理の協同組合として運営・推進され、協同組合的な取り組みが大きく貢献していることである。ヨーロッパを中心に、さまざまな社会セクター（社会的経済）の動きが展開しているが、協同組合セクターやＮＰＯセクター、それらの連携などについては、日本ではあまり認識されてこなかったように思われる[93]。

図９：全国の市民出資の自然エネルギー事業マップ

出典：備前グリーンエネルギー株式会社
http://www.bizen-greenenergy.co.jp/modules/service/index.php?content_id=108

---

[92] 脇阪紀行『欧州のエネルギーシフト』岩波新書、2012年。滝川薫（編著）『100％再生可能へ！　欧州のエネルギー自立地域』学芸出版社、2012年。坂内久「デンマークの再生可能エネルギーに対する取組み」『農林金融』農林中金総合研究所2012・10。

[93] 拙稿「社会的経済・連帯経済の国際動向～地球サミット20年への提言」『社会運動』（No.384）3月号、市民セクター政策機構、2012年。

エネルギー問題に関して、さまざまな形でシステムを転換しようとする動きがあるわけだが、とくに協同組合セクターによる地域の資源をローカルな枠組みで組み直していく流れに注目すべきではなかろうか。欧州のなかで先進モデルといわれるデンマークでは、地域における自然再生エネルギーの中心的なリード役を風力発電のエネルギー協同組合が担ってきた。ドイツでも、デンマークに続いて自然エネルギーに転換する方向へと大きく舵を切っているが、そこでもエネルギー協同組合がリード役を担っており、エネルギー協同組合の数は、ドイツでも2001年の66から2011年には586へと急増しているのである。

次に日本の動きをみると、2011年の3.11を契機にして大きな方向転換が起きそうな気配をみせている。日本での再生可能エネルギーの取り組みは遅々として進まなかったのだが、かろうじてリードしてきたのは市民セクターでの取り組みであった。「北海道グリーンファンド」の動きや、長野県の飯田市の「おひさまファンド」などが先駆的取り組みを行ってきた（図９）。

最近注目される動きとして、生活クラブ生活協同組合が取り組んだエネルギーの自給取り組み（共同購入）がある。もともと食の自給拡大を目指す運動の延長線上に、エネルギーを自分たちの手に取り戻そうとする活動が展開されてきたが、そこに東日本大地震と原発事故が発生したことで、具体的な取り組みが一気に進んだのだった。

生活クラブ生協の首都圏４単協が協力して、生活クラブ風車の建設を秋田県にかほ市（旧仁賀保町）の協力で実現したもので、生協組合員がグリーンファンド秋田に投資して風力発電所を建設し、その電力はPPS（特定規模電気事業者）を通じてグリーン電力証書という手続きを介して、生活クラブの41事業所に供給する仕組みを実現したのである。2012年4月から供給をスタートし、事業所の約70％の電力が供給されるようになっている。にかほ市とは再生可能エネルギーのみならず、協同組合間提携のさまざまな可能性が模索されており、食の共同購入からエネルギーの共同購入への動きが実現した取り組みの意義は大きいと思われる[94]。

日本の電力供給は、これまで全国9社（沖縄を含めると10社）が独占して大規模集中型の供給体制を敷いてきたのだったが、3.11震災・原発事故を契機に、見直しが進みつつある。電力供給の自由化として、発電、送電、配電において様々な事業者が参入する機会が生まれようとしているわけだが、まさしく協同組合セクターからの積極的な参入が大いに期待される。とくに自然再生可能エネルギーは、過疎化が進む中山間地域などで新たなビジネス機会を生む可能性を秘めており、とりわけ農業協同組合や森林組合などが新事業として取り組むチャンスを提供していると思われる。

---

[94] 半澤彰浩「エネルギーの共同購入にむけた生活クラブの展望」『社会運動』（No.389）８月号、市民セクター政策機構、2012年。

４－３．食・農・環境とローカルな地域循環の形成

今後の方向性としては、ローカルな視点からの見直しこそが重要になる。エネルギー分野のみならず、かつては自然資源の限界性の中で地域的な循環・持続型社会が存続していたのだった。だが、非循環的な収奪と自然破壊を加速化するグローバリゼーションの進展によって今日の大量生産・消費社会の出現に至っている。それが、環境問題を筆頭に地球規模で再び持続可能性の壁を前にすることとなり、新たな循環・持続型社会の形成を迫られているわけだが、グローバル社会の連携性を大事にしつつローカル性を強化していく展開こそが重要になりつつある。

ローカルな動きの復権として、さまざまな活動が世界各地に活発化しているが、私達のライフスタイルそのものを見なおし、変革を目指す動きとして注目されるものの一つにスロー・フード運動がある。これは日本においても「地産・地消」運動として、これまでも取り組まれてきた運動であるが、国際的な広がりとしてスロー・フード運動は注目されてきた。

スロー・フード運動は、1986年にイタリアで、米国系ファスト・フードの開店への反対運動を契機にスタートした。当初は、効率至上主義の食品産業や食文化に対抗して、伝統的な食品製造技術とその食品をゆっくりと味わう喜びを守る運動として広がったのだが、注目すべきは、文化や文明発展のあり方に対する本質的問い直しを志向している点である。この動きはその後は国際的連帯運動へと発展し、日本を含めファスト・フードの本家のアメリカの地域も巻き込んで世界150ヵ国2000団体もの広がりとして着実な食文化復権運動として展開してきた。この運動を今日的視点でとらえ返せば、従来型の経済功利主義に基づいたグローバリゼーションへの対抗思想と行動提起であり、食と農、地域と環境を中軸にしてローカルをベースに展開される対抗パラダイム的動きとみることができる。

運動がめざし掲げる内容は、楽しむ権利と生命のリズムの尊重、食文化の探求と美的能力の向上、子ども時代からの味覚や嗅覚の開発と教育、食と農の文化的遺産と伝統の保護、自然と調和した質の高い農産物の普及、地場産品と小生産者の保護、生活主体としての消費者の権利、「人間と自然」「人間と人間」の関係の改革など幅広い領域をカバーし、食生活を中心にローカル性を基軸にして活動領域を広げてきたのである。

また、スロー・フード運動は自分たちの文化、地域を守ろうとするだけではなく、”友愛のテーブル”と名付けられた国際的支援プログラムも行ってきた。貧困にあえぐ子どもたちに対する食料支援や物資・資金の援助だけでなく、地域自立につながる農民の生産能力を高めるためのトレーニング、ファスト・フード化された食習慣の見直しや改善などさまざまである。食と文化の多様性を、途上国や世界の人々と共有し、多様に発展できる可能性を世界全体で高めていくという壮大な思想と実践をめざす動きととらえることができる[95]。

生活様式に関わる問題としては、大量に生産・消費・廃棄する使い捨て社会からの脱却と廃棄物問題の克服がある。もともと循環にのりやすい廃棄物としては有機系廃棄物があるわけだが、その循環と再生をめざす動きが日本国内でも近年活発化しつつある。たとえば、20年以上前から先駆的に生ゴミの堆肥化に取り組んできた長野県の臼田町（現在は佐久市）は、その草分け的な存在である。あるいは有機農業を村おこしの中心に据えて、生ゴミのみならず屎尿の発効処理を組み入れた有機リサイクルシステムを構築している宮崎県綾町などの興味深い事例もある。山形県長井市では 、生ゴミ処理の有効活用を梃子にして生産と消費の循環を「地域・生命循環」として形成していく、地域的循環システムを食と農において形成することが目指され、教育分野からも注目されている[96]。

---

[95] 拙稿「スローフード論の原点と現代的意義」『農業と経済』2003年1月号、昭和堂、2003年。

[96] 古沢広祐・西俣先子「有機農業・循環型農業の地域展開」戦後日本の食料・農業・農村編集委員会編『戦後日本の食料・農業・農村 第9巻：農業と環境』農林統計協会、2005。

興味深い取り組み事例としては、生ゴミを堆肥化する途中にメタンガスの発酵プラントを組み込んでバイオガス・エネルギーを取り出し、最終産物を液肥として水田などの利用する取り組みも進展しつつある。埼玉県の小川町はその先駆事例であり、九州地域とくに福岡県の大木町などで広がりが見られるが、興味深いことは自治体とともにNPO（非営利市民団体）主導で行われている点である。新しい発想と事業が、行政主導ではなく下からの市民組織によって創造的に取り組まれている点が注目される。

循環の輪を、人と人との関係性や地域経済にまで広げる動きも活発化している。都会の子供達が農業に触れたり、農山村体験をしたりすることで、伝統的な食文化や農山村の生活様式を見直すなどといった幅広い交流の輪が生まれている。農業に関しては、食料生産という従来目的に付随して、環境保全や景観、精神的充足や教育面などのさまざま効用ないし多面的機能が見直され始めてきた。金融危機以降、地域に根付いた経済と人々の生活をした支えするローカル金融が見直されており、とりわけ食と農を機軸に多様な経済活動を支援する仕組みづくりなどが活発化している。

また、循環の基本的な要素である水循環に着目して、水系全体として自然を保全するユニークな運動も日本の各地で広がり始めている。カキやホタテ貝などの養殖漁民が、水系の物質循環（養分供給）に着目して水源地域に植林をする運動である。海を守る運動と山の森林を保全する運動がつながり、第一次産業の本来的あり方である生態系の循環の輪を取り戻すとともに、中間（平野部）に位置する農家も農薬使用を控え、合成洗剤の使用をやめるなど、水系を軸とした生態系循環の保全と再生が目指されている。

そこでは、水や大気、土壌の生態的な循環から、食物、生活資材、衣類、家具、そして住居に至るまで、生活を包み込むトータルな循環の姿が浮かび上がりつつある。生産－加工－流通－消費－廃棄・還元（リサイクル・再生・循環）といった物質循環性や自然エネルギー利用（風力、太陽光・熱、水力、バイオマス等）などが組み合わされて、生命地域主義（バイオリージョナリズム）を重視する動きとして展開し始めているのである。さらには、生産・流通・消費・廃棄を有機的に結びつけたローカルな物流と、より広域の社会システムとが連携し合い、都市と農山魚村との豊かな人的・物的交流関係として花開くようなビジョンを展望することが可能であろう。それは、生態系・環境保全型農林漁業（第１次産業）を基礎とする高度リサイクル・循環型社会であり、福祉・高齢社会に対応した多様な人生設計と結びつく持続可能な福祉社会の創造といった総合的社会ビジョンに、将来的につながっていくものと思われる[97]。

私たちは、社会経済構造あるいは人類の発展パターンそのものを組み直さなければならない時を迎えており、そのためには従来とは違う発想（パラダイム）が求められている。持続可能な社会の形成に向けて、産業ピラミッド構造は、既述したとおり自然資本、生態系、生物多様性をベースにした産業構造、社会経済の仕組みへと大きくシフトすべく動こうとしている。まさしくグリーン経済への転換の質的内実が求められているのである。こうした大きな構造転換にさしかかっているのが今日の世界であり、日本社会そして世界がどう対応していくのかが、いま私たちに問いかけられている。

---

[97]「環境・持続社会」研究センター『サスティナブル ウェルフェア ソサエティ　持続可能な福祉社会』2004年。広井良典『コミュニティを問いなおす』ちくま書房、2009年。

おわりに

リオ＋20では、紆余曲折を経ながらも、グリーン経済を持続可能な開発の達成に向けた重要なツールと位置付け、おぼろげながらもグリーン経済の輪郭を描くに至った。冒頭の経過報告(小野田報告)にもあるように、方向性は合意されたものの途上国サイドの中には先進諸国による「グリーン＝環境」を名目にした従属化が強まるとの警戒や、NGOサイドの中でも「グリーンウォッシュ＝緑のお化粧」でしかないとの声も出されてはいる。だが、企業セクター自体でも多様な試みと諸課題を巡っての厳しいなかからも模索が続けられているのが現状である（山口報告)。また気候変動でも一進一退が続くなかで、経済的危機状況を前にして後退しかねない先行き不透明な状況下、諸勢力がせめぎ合っているというのが現段階なのかもしれない(足立報告)。

しかしながら、スコープを多少とも長目にとって人類活動の動向を冷静に観るかぎり、まさに私達は転換期にさしかかっているのである。将来世界への方向性や新たな可能性に関しては、アンテナを拡げ、視野をグローバルとローカルの両眼方向に定めて、道なき道を見出して進んでいかねばならないのではなかろうか(古沢報告)。

「地球の生態系の健全な機能を維持すると同時に、貧困の撲滅、持続的な経済成長、社会的包含の強化、人間の幸福の改善、すべての人々に対する雇用機会及びディーセントワークの創出に寄与すべき」とされたグリーン経済の実践は、政府・企業・市民の個々の取り組みだけで完結するものではない。

経済発展と社会的公正と環境的適正が鼎立する持続可能な社会の実現に向けては、政府・企業のみならず、労働者、農林漁業者、NGO、女性、若者、先住民、科学者など様々な立場の人が、各地でのグリーン経済の経験を持ち寄り、本音で議論を交えながら、歩みを進めていかねばなるまい。

本レポートを含め、グリーンエコノミーフォーラムがそうした議論を活性化する場となれれば幸いである。